

令和元年第5回ニセコ町議会定例会 第1号

令和元年6月14日（金曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 行政報告
- 5 陳情第 1号 日米貿易協定交渉から日本の農業・農村を守る意見書提出を求める陳情
(ニセコ町農民同盟 委員長 大田 和広)
- 6 陳情第 2号 町道に関する要望書
(ニセコ町 高橋 洋 他19名)
- 7 報告第 1号 ニセコ町土地開発公社経営状況の報告について
- 8 報告第 2号 株式会社キラットニセコ経営状況の報告について
- 9 報告第 3号 株式会社ニセコリゾート観光協会経営状況の報告について
- 10 報告第 4号 ニセコ町情報公開条例運用状況の報告について
- 11 報告第 5号 ニセコ町個人情報保護条例運用状況の報告について
- 12 報告第 6号 平成30年度ニセコ町繰越明許費繰越計算書の報告について
- 13 承認第 1号 専決処分した事件の承認について
(平成30年度ニセコ町一般会計補正予算)
- 14 承認第 2号 専決処分した事件の承認について
(平成30年度ニセコ町国民健康保険事業特別会計補正予算)
- 15 承認第 3号 専決処分した事件の承認について
(平成30年度ニセコ町後期高齢者医療特別会計補正予算)
- 16 承認第 4号 専決処分した事件の承認について
(平成30年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算)
- 17 承認第 5号 専決処分した事件の承認について
(平成30年度ニセコ町公共下水道事業特別会計補正予算)
- 18 承認第 6号 専決処分した事件の承認について
(令和元年度ニセコ町一般会計補正予算)
- 19 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 20 議案第 1号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の一部を変更することの協議
について
- 21 議案第 2号 北海道市町村職員退職手当組合格約の一部を変更することの協議について
- 22 議案第 3号 北海道市町村総合事務組合格約の一部を変更することの協議について

- 2 3 議案第 4 号 請負契約の締結について
(近藤小学校屋内体育館大規模改修工事(建築主体工事))
- 2 4 議案第 5 号 ニセコ町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について
(提案理由の説明)
- 2 5 議案第 6 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画書の一部変更について
(提案理由の説明)
- 2 6 議案第 7 号 非常勤の特別職の職員に対する報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例
(提案理由の説明)
- 2 7 議案第 8 号 ニセコ町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
(提案理由の説明)
- 2 8 議案第 9 号 令和元年度ニセコ町一般会計補正予算
(提案理由の説明)

○出席議員(10名)

- | | |
|-----------|-----------|
| 1 番 篠原正男 | 2 番 木下裕三 |
| 3 番 高瀬浩樹 | 4 番 榊原龍弥 |
| 5 番 斉藤うめ子 | 6 番 浜本和彦 |
| 7 番 小松弘幸 | 8 番 高木直良 |
| 9 番 青羽雄士 | 10 番 猪狩一郎 |

○欠席議員(0名)

○出席説明員

- | | |
|---------|-------|
| 町 長 | 片山健也 |
| 副町長 | 林知己 |
| 会計管理者 | 加藤紀孝 |
| 総務課長 | 阿部信幸 |
| 防災専門官 | 青田康二郎 |
| 企画環境課長 | 山本契太 |
| 企画環境課参事 | 柏木邦子 |
| 税務課長 | 芳賀善範 |
| 町民生活課長 | 中村正人 |
| 保健福祉課長 | 桜井幸則 |
| 農政課長 | 中川博視 |

国営農地再編推進室長	石	山	智
商工観光課長	福	村	広
商工観光課参事	高	橋	子
建設課長	高	瀬	矢
建設課参事	黒	瀧	雄
上下水道課長	石	山	行
総務係長	馬	渕	淳
財政係長	島	崎	義
監査委員	大	村	一
教育係長	菊	地	博
学校教育課長	前	原	治
町民学習課長	佐	藤	樹
学校給食センター長	富	永	匡
農業委員会会長	荒	木	志
農業委員会事務局長	山	口	夫

○出席事務局職員

事務局長	佐	竹	祐	子
書記	中	野	秀	美

◎開会の宣告

○議長（猪狩一郎君） ただいまの出席議員は10名です。

定足数に達しておりますので、これより令和元年第5回ニセコ町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

○議長（猪狩一郎君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（猪狩一郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において1番、篠原正男君、2番、木下裕三君を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（猪狩一郎君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月21日までの8日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月21日までの8日間と決しました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（猪狩一郎君） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため出席した者は、町長、片山健也君、副町長、林知己君、会計管理者、加藤紀孝君、総務課長、阿部信幸君、防災専門官、青田康二郎君、企画環境課長、山本契太君、企画環境課参事、柏木邦子君、税務課長、芳賀善範君、町民生活課長、中村正人君、保健福祉課長、桜井幸則君、農政課長、中川博視君、国営農地再編推進室長、石山智君、商工観光課長、福村一広君、商工観光課参事、高橋葉子君、建設課長、高瀬達矢君、建設課参事、黒瀧敏雄君、上下水道課長、石山康行君、総務係長、馬渕淳君、財政係長、島崎貴義君、代表監査委員、大村潤一君、教育長、菊地博君、学校教育課長、前原功治君、町民学習課長、佐藤寛樹君、学校給食センター長、富永匡君、農業委員会会長、荒木隆志君、農業委員会事務局長、山口丈夫君、以上の諸君です。

次に、お手元に配付したとおり、監査委員から例月出納検査の結果報告3件及び随時監査の結果報告を受理しておりますので、報告します。また郵送による陳情を受理しております。それらの内容は、お手元に配付したとおりです。

次に、3月定例会以降の議長及び副議長の動静について報告します。その内容は、別紙報告書のとおりです。

以上をもって諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

○議長（猪狩一郎君） 日程第4、行政報告を行います。

これを許します。

町長、片山健也君。

○町長（片山健也君） おはようございます。第5回ニセコ町議会、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、第5回ニセコ町議会定例会に当たって、行政報告を述べさせていただきます。

令和元年6月14日提出、ニセコ町長片山健也。

行政報告書1枚目をめくっていただきまして、まず、総務課の関係であります。3月4日、功労者懇談会を開催し、自治功労者等功労者の皆さんとの意見交換をさせていただいております。その中ほど下のほう、3として北海道町村会定期総会が5月23日札幌市で開催されました。北海道町村会会長には棚野糠平町長が再任をされ、新たに副会長に共和町の山本共和町長が就任をされております。

その下、4として旧宮田小学校校舎改修工事に伴う中継ポンプの交換についてと記載しておりますが、平成26年度に実施した旧宮田小学校校舎改修工事において、浄化槽の保守点検を委託している事業者の方からご指摘があり、調査したところ設置されている浄化槽施設の中継ポンプについて、当初設計どおりのポンプが設置されていないことが判明いたしました。このことを受け設計に合うポンプに請負事業者の負担において交換することを含めて現在調整中というところでございます。今後、検定、検収におけるチェック体制の強化を検討してまいります。また、なお本件に係る始末書を下記事業者から受理し、あわせて文書による厳重注意を行っているところでございます。

その下、5、寄附による町有財産、土地の取得についてということで、字近藤442番地10ほか合計26筆、8,244平方メートル、種目、原野であります。これにつきまして下記記載の方から寄附を受けておりますので、ご報告を申し上げます。

次に、2ページ目であります。平成31年1月25日に発生の職員の交通事故に対する経緯についてご報告申し上げます。3月定例議会においてご説明いたしました本事故におきまして、事故の相手となったお二人について、お一人につきましては車両の修理、けがの治療等全て終了しております。しかし、もうお一人の方においては車両の修理は終了しておりますが、けがによる通院が継続されており、最終的な和解には至っておらないという状況でございます。このことから、議会の議決を求める賠償額の確定に至っておりません。今後最終額が確定した段階で議会に対して和解及び損害賠償の額を定める議案を提出させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

以下、7としてその下であります。災害発生時のマネジメント等々の受講等記載のとおりとなっております。

また、赤十字奉仕団への講師の派遣等も3月11日記載のとおりとなっております。

その下、9として平成30年度第1回ニセコ町防災会議3月15日にニセコ町民センターで開催させていただいております。

以下、10以下泊原子力発電所の対応、報告等について3ページまで記載してございます。中ほど、空間放射線量の測定状況ということで、平常レベルの数値ということで本町は推移しているという状況でございます。

その下、12、平成30年に発生した災害による被害状況の報告ということで以下4ページにわたって記載しております。7月5日にありました大雨による被害につきましては3ページ下段に書いておりますとおり、農業被害、土木被害、被害総額870万1,000円という状況であります。

次、4ページ目に上段であります。9月5日にありました台風21号による被害、住宅被害、その他物置等あるいは公共施設等の被害、それから農業被害、文教施設における被害、記載のとおりでありまして、被害総額が3,652万4,000円となっております。

その下、胆振東部地震、昨年9月6日、そしてブラックアウト含めると7日にわたって起きた被害であります。農業被害、土木被害、衛生、水道関係の被害、それから商業における被害、その他記載しておりますが、被害総額としては595万8,000円ということで、昨年度この災害対策基本法53条に基づく被害額としては全町で5,118万3,000円となっております。

以下、13以下原子力災害の関係での各協議事項を記載しております。

次、5ページ目を見ていただきまして、中ほど15として全国瞬時警報システム、Jアラートの訓練につきましては記載のとおりとなっております。

以下、土木災害の関係、それから尻別川における減災対策協議会の関係、19としては泊原発周辺の安全に関する立入調査等を5ページ目に記載しております。

次に、6ページ目を見ていただきまして、20として陸上自衛隊第11旅団創立10周年記念行事ほか各種会議、原子力防災関係、減災関係の会議はそれぞれ記載のとおりとなっております。

6ページ目、後段のほうであります。23として人事評価の実施についてということで、平成30年度人事評価の実施結果、退職者を除いて結果としては記載のとおりとなっております。

その下、24、職員の採用についてということで、記載のとおり管理職2名を含め7名の職員を新たに採用して職務に精励いただいたところあります。

その下、25として北海道職員の派遣受け入れについてということで、道費派遣による派遣をこのたび受けることになりまして、企画環境課参事として柏木参事に就任し、職務を遂行していただいているところあります。

次に、7ページ目をめくっていただきまして、企画環境課の関係でございます。1として北海道新幹線及び高速道路の建設促進についてということで、6月12日記載のとおり理事会、総会、要望活動等を行ったところあります。

また、2として後志総合開発期成会、5月27日に定期総会が記載のとおり開催され、6月12日に要望活動を行っております。

3として、土地開発公社の理事会が5月13日に開催をされております。

以下、各種会議それぞれ記載のとおりとなっております。

次、8ページ目をごらんいただきまして、6として国際交流事業の実施状況、それぞれ8から9ページにわたって記載させていただいておりますが、英会話TALKを初め、日本語教室Japanese from Zeroというものであるとか、アイルランド語、中国語の研修等を含めて国際交流員の皆さんには多くの活動をしていただいているところでもあります。

また、9ページ目の上段であります、International Mondayということで4月15日から毎週月曜日、放課後子ども教室においてゲームや歌を通じて英語と触れ合うということで国際交流員の皆さんにご協力いただこうといった活動も行って日常的に英語と触れる機会をふやしていくということで進めているところでもあります。

9ページ目の中ほど、7としてようてい・西いぶり地域広域連携会議について、記載のとおり担当課長会議が開催されております。

その下、8として地域公共交通確保維持改善事業の実施状況ということで、平成30年度デマンドバスの運行状況記載のとおりとなっております、1万7,545人延べの数字でご利用いただいているというような状況でございます。

次、10ページ目であります、一番上、9としてふるさとづくり寄附について。新条例に移管してからの分をそれぞれ繰り越しも含めて記載をさせていただいております、現在の基金残高が4,031万3,953円となっております。

その下、10としてふるさと住民票についてということで、平成30年10月1日から実施させていただきましたふるさと住民票の登録状況であります、5月31日現在42名の方にご登録をいただいているところでもあります。

その下、11として地域おこし協力隊事業の活動状況ということで、本年4月に3年目隊員が1人、2年目隊員4人、新隊員3人、5月に新隊員5人を委嘱し、町内各事業所で記載のとおりそれぞれ活動いただいております。地域おこし協力隊につきましては、総人員が13人ということで現在活動いただいているところでもあります。

次、11ページ目めくっていただきまして、一番上、12として集落支援員の活動状況ということで記載のとおりそれぞれの部署におきまして集落支援活動を行っていただいております、現在5名の皆さんに活動をいただいているというような状況でございます。

その下、13として2019年度ニセコ町地域おこし協力隊員等激励会ということで、国際交流員、それから集落支援員も含めまして関係者との激励会を開催させていただいております。

その下、14として地方創生推進交付金事業についてということで、今年度から新たに3件の事業につきまして地方創生推進交付金を活用し、複数年度事業として取り組んでまいるということになっております。その記載のとおり、1点目がローカルスマート交通ということで、町内における公共交通を最適化することを目的に地方創生推進交付金を活用し、平成28年から30年までの3カ年事業としてローカルスマート交通に取り組んでまいりました。今年度からまた3年間ということで、その後段のほうに記載しております①、②、③とありますが、①として地域住民主体の助け合い交通の実証運行の支援、②として地域公共交通最適化実証運行の展開、拡充ということで周遊バスやス

キーバス等の統合等を含めた最適化の検討をし、拡充してまいりたいと考えております。その下、③として公共交通の利用促進ということで、公共交通の有効利用と促進についても検討してまいりたいと考えております。

次、12ページ目ではありますが、地方創生の続きの(2)としてN I S E K O生活・モデル地区構築事業ということで、2018年度に自治体SDG sモデル事業補助金の採択を受け事業構想を策定しております。本年度は、これに基づきまして基本設計を行ってまいりたいと考えております。1つとしてはN I S E K O生活・モデル地区の基本設計、この②としてモデル地区における住民対話、関係者の開発体制づくり、③としては町内高齢、子育て世代、町外からの通勤者等を対象とした住みかえや居住に関する意向調査、④番目として高性能住宅建設のための地元工務店向け技術研修、⑤としてモデル地区の運営スキームやコミュニティづくりのための方策、ルール等の検討、調査ということで、これも3年間にわたって進めてまいりたいと考えております。

その下、(3)として地域商社事業ということで町外への資金流出を減らし、できる限り地域内で資源が循環する経済の構築に向け、木材等の域内調達率、循環率の向上を目的とした地域商社事業の創出を検討してまいりたいと考えております。後段のほうで①、②、③というふうに記載しておりますが、第1次から第3次産業事業者のヒアリングを行い、地域インフラや流通、域内調達率の高い物やサービスの実態調査を行うということ、②として域内調達率の高い物やサービスを対象とした地域ポイントの導入可能性の検討を行っていききたいと。それから、③番目としては、これらの状況を調査した中で、ニセコ町版の地域商社というものの基本設計というものまで及べばということで調査、検討してまいりたいと考えております。これも3年間にわたる事業ということにしてございます。

その下、15としてニセコ中央倉庫群指定管理の状況についてということで、本年度から株式会社住まいるニセコを指定管理者として3カ年の協定を結んで管理を進めるということにしております。利用状況につきましては、下記記載の表のとおりとなっております。

次、13ページ目をめくっていただきまして、16としてふるさとテレワーク推進事業に対する会計検査院の現地検査の受験結果について、4月18、19日、場所がニセコ町民センターあるいは中央倉庫群ということで会計検査院による現地検査が行われております。この中で幾つか指摘事項がありまして、主には3つであります。私どものテレワークに対する考え方と会計検査院の考え方について齟齬があり、それについて指摘を受け、それらについて対応するというので会計検査院に回答し、現在取り組みを強化してまいりたいと考えております。

後段のほう、下のほうに今後の対応としてということで①、②の対応、③の対応それぞれ書いておりますが、今後企業ニーズを取り込んだPRや営業活動等のこういったものを促進するためのビジネスマッチングセミナー等の開催等を行いながら事業実績を高めていきたい、このように考えているところであります。

13ページ、一番下ではありますが、17として第2次ニセコ町環境モデル都市アクションプランの策定ということで3月11日告示をさせていただいております。引き続き、温室効果ガスの削減等を通じて地域課題の解決をし、よりよい町民の暮らしづくりを進めるということにしてございます。

次、14ページ目であります、一番上18として第4次地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の策定ということで3月25日に告示をさせていただいているところでありまして、組織としての事務事業をしっかりと見詰める中から温室効果ガスの削減活動をしっかりと行っていきたいということで計画をさせていただきます。

その下、19として地熱開発理解促進関連事業ということでニセコ・蘭越地区地熱資源利活用協議会、これが3月27日蘭越町で開催をされておりまして、これまでの樹木伐採等に関する復旧計画について、あるいは今後の地熱資源開発調査について検討したところでございます。町としては、今後とも地熱開発理解促進事業を強力に進めてまいりたいと、このように考えているところでございます。

以下、各種会議記載のとおりとなっております。一番下であります、23として平成30年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域の防災・減災と低炭素化を同時実現する自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業）についてということで、補助要綱、その下記載のとおりとなっております、めくっていただきますと15としてこの事業内容の補助率が4分の3であること、上限がないことを記載しておりまして、2つの本町の事業についてこの国のお金を充当させていただきながら効果的な施設にしたいというふうを考えております。

(1)としては、申請事業として綺羅乃湯ということで綺羅乃湯の温室効果ガス削減と防災拠点としての機能強化のため、高効率の照明、それから内窓、LPGマイクロコージェネレーション、熱交換器導入等を現在のところ検討しておりまして、総事業費におきましては8,900万円ほど、国からの交付予定額が6,500万円ほどということになっておりまして、これによりまして温室効果ガスを45トン年間、それから運転費用におきましても52万5,000円の削減ができるという計画をしているところであります。

次に、(2)として新庁舎の関係であります、新庁舎施設費用のうち断熱材、断熱窓、高効率照明、LPGマイクロコージェネレーションの導入に係る費用補助ということで2カ年にわたって事業を進めるという予定にしております。総事業費が2億3,569万7,000円ということで、このうち補助金交付予定額が1億7,677万2,000円ということになりまして、このことによりまして年間CO₂の排出量が40.9トン削減でき、運転費用も172万2,000円削減する効果があるということで、国のほうに申請をし、交付内示等の一部受けたり、庁舎におきましては6月中旬に交付決定予定ということになっているところであります。

その下、24として2019年度、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金、これは地方と連携した地球温暖化対策活動推進事業ということで、補助要綱の内容は記載のとおりとなっております、上限500万円ということで、これまでもCOOL CHOICE事業というのをやってまいりましたが、さまざまなCOOL CHOICE、温暖化防止のための勉強会や各種イベントについて充てる事業費ということで500万円を申請し、5月27日に内示を受けているというような状況でございます。

次、16ページ目をごらんいただきまして、一番上25として過疎地域と自立活性化推進交付金ということで、これも10分の10の補助金でありまして、上限1,000万円ということであります、地域エ

エネルギー事業による自治創生型コミュニティ構築事業ということで、第2次ニセコ町環境モデル都市アクションプランで計画されている地域エネルギー会社の設立検討に向けたこれらのことについて充てるといふことで国の応援を得て進めてまいりたいといふことで記載のとおりとなっております。

その下、26として役場庁舎等10施設の新電力の導入状況記載のとおりとなっておりますので、後ほどごらんいただければと思います。

次、17ページ目をごらんいただきまして、一番上、27としてコミュニティFM事業の実施状況といふことで、防災ラジオの貸し出し率記載の表のとおりとなっております。その下、防災ラジオの緊急放送等の試験放送、記載のとおり行っております。

飛んできまして、その下29の行政視察の受け入れ状況といふことで、平成30年度におきましては43団体729名の行政視察を受け入れしてございまして、いずれも基本的にニセコ町内に宿泊いただくといふことを条件にして視察受け入れを行ってきているところでございます。

次、18ページ目をごらんいただきまして税務課の関係であります。町税の収納実績についてといふことで、平成30年度町税収納実績といふことで記載のとおり、現年の分では9億3,300万円、滞納を入れると9億3,700万円といふ記載のとおりでありまして、国民健康保険税におきましては1億7,500万円といふことで、徴収率におきましては職員等含めた献身的な努力により99%といふ高い徴収率を確保することができているところであります。

以下、その下2として公益社団法人南後志法人会のニセコ地区の総会が記載のとおり開催されているところであります。

次、19ページ目をおめぐりいただきまして、町民生活課の関係であります。1として、平成30年度ニセコ町民センターの利用状況記載のとおりとなっております。今後とも多くの皆さんが活用いただくよう努力してまいりたいと考えております。

また、その下2として住民基本台帳ネットワーク、マイナンバーカードの交付状況記載のとおりとなっております。

その下、3として一般廃棄物の処理状況等についてといふことで、(1)でごみ量の状況、一般廃棄物最終処分場の利用状況、それぞれ記載の表となっております。観光客の伸び等のこともあり、ごみ量については増加傾向といふことでありますので、今後ともごみの減量化に努めてまいりたいと考えております。

次、20ページをごらんいただきまして、一番上であります。4として定例行政相談4月15日に開催され、それから春のクリーン作戦と記載のとおりとなっております。

6として、行政推進会議の開催といふことで4月23日ニセコ町民センターにおいて開催をさせていただいたところでございます。

その下、7として交通安全運動の推進といふことで、(1)、ニセコ町交通安全指導員の総会が3月25日に開催され、以下、各種安全運動、安全教室が記載のとおり開催されているところでございます。

21として、倶知安地区暴力追放運動推進協議会の総会が5月20日倶知安町で開催をされてござい

す。

また、9として羊蹄山麓地域廃棄物広域処理連絡協議会が5月27日記載のとおり開催をさせていただいておりまして、以下食品衛生等の会議、あるいは人権擁護の会議等記載のとおりとなっております。

一番下の後段であります。12として無料法律相談会の開催ということで、記載のとおり各月2回のペースで開催されておりまして、札幌弁護士会、地域司法対策委員会のご努力によりまして本町において開催いただいているところでございます。

次、22ページ目であります。中ほど、保健福祉課の関係であります。1として社会福祉委員（民生委員）会議の開催ということで5月10日開催をいただいております。2としてニセコハイツあるいはグループホームきら里の入居状況記載のとおりとなっております。

また、3として第2回日本ユニセフ（子どもにやさしいまち）委員会についてということで、4月19日開催をされておりまして、保健福祉課長に出席してもらっております。本年からニセコ町ほか4自治体において子どもにやさしいまちづくりの検証を行うということになっておりまして、本町も検証団体として状況調査をしながら、より子どもにやさしいまちづくりのあり方を検討してまいりたいと考えております。

その下、4としてゴールデンウイーク子ども会の開設ということで、ニセコ子育てママの会の主催によりましてゴールデンウイークの子ども会が4月28日から5月6日の9日間開催をされているところであります。延べ162人のお子さんたちが参加をしたということでございます。

5として、ニセコこども館の利用状況、記載のとおりとなっております。5月1日現在73人の方に入所いただいているという状況でございます。

次のページ、23ページ目をおめくりいただきまして、途中7として各種健康診査等の実施状況ということで乳幼児の健康診査、5歳児健診から始まりまして記載のとおりとなっております。

一番下に（6）として1歳6カ月児、3歳児の健診の状況、記載のとおりとなっております。

次、24ページ目をごらんいただきまして、8として任意予防接種助成事業に係る受診状況ということで、平成30年度の実績、それぞれ季節性インフルエンザ、おたふく風邪、育児セミナー、パパママセミナー等記載のとおりとなっております。

また、中ほど11として平成30年度から初めさせていただいた産後ケアの相談事業であります。利用者が延べ50人ということでご利用いただいているというような状況であります。

次に、一番下、13としてエキノコックス症予防（駆除）対策について記載のとおり会議が開催されておりまして、25ページ目の上段であります。ボランティアの皆さんの大変なご尽力によりましてベイトの散布等も行われているところでございます。

次、25ページ目の中ほどであります。15として地域包括支援センターの運営状況ということで、総合相談業務、訪問件数675件あるいは地域ケア会議・サービス調整会議、それから（3）としては認知症初期集中支援事業のチーム員の会議が12回開催されていること、それから（4）として介護予防事業が記載のとおりアからクまでそれぞれ各事業8件にわたって記載のと通りの皆さんに参加いただいております。

次、26ページ目の中ほどになります。（5）として家族介護支援事業、平成30年度実績ということで家族介護交流会、家族介護教室であるとか、それぞれ記載のとおり開催をさせていただいたところでありまして、これに関しましては倶知安厚生病院の地域医療連携室に大変なご尽力を賜って進めているところでもあります。

その26ページ目一番下、介護予防プランの作成等介護予防に関して介護予防支援ということで260件の資料作成であるとか、介護ケアマネジメントも345件ということでそれぞれ事業を進めさせていただいたところでありまして、27ページ目の上段にわたって記載のとおりとなっております。

また、その続きの（7）で救急情報キット配布事業ということで30年度事業実績ということでそれぞれ記載のとおり44件配布させていただいておりまして、平成24年から実施して延べ355件の配布数となっております。

その下、中ほど農政課の関係であります。3月28日、ニセコ町農業振興会議を開催させていただいております。

以下、2としてニセコ町の地域農業再生協議会の通常総会、あるいは農業金融制度総合推進会議、農業青年会の総会とか、それぞれ記載のとおりとなっております。

28ページ目、上段に家畜自主防疫対策会議が4月17日開催されているところでありまして、その下28ページ目の中ほど、6として有害鳥獣対策協議会の開催ということで4月17日開催されたところでもあります。猟友会あるいは農業者の皆さんとの連携のもと有害鳥獣が増加傾向にあるということでありますので、しっかり対応してまいりたいと、このように考えているところでもあります。

その下、中ほど7として、ニセコ町堆肥センターの運営についてということで、堆肥センターの老朽化も進んでいることから、JAようてい等とも協議を進めながら今後の堆肥センターの方向について検討してまいりたいと考えております。

その下、8として酒米の田植え体験会が5月24日、記載のとおり開催されております。

9として、明暗渠掘削特別対策事業の実施状況ということで、申し込み件数が15件ということで記載のとおりそれぞれ事業実施ということになっております。

次に、29ページ目をおめぐりいただきまして、国営農地再編推進室の事業状況であります。1として3月18日に国営緊急農地再編のための促進期成会の役員会が開催され、また4月10日には期成会の総会が開催され、以降4月15から25にかけて全町8地区において各地区の推進委員会が開催されたところでもあります。今後とも北海道土地連等の力を合わせつつ、国営農地整備の緊急推進予算の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、30ページ目ではありますが、中ほど商工観光課の関係であります。平成30年度観光入り込み客数調査結果ということで、上の表1,000人単位の表となっておりますが、若干ニセコ町の入り込み客総数は減少しているというふうな状況でありまして、観光圏全体においては記載のとおり404万人の総入り込み、宿泊客数の延べ数が140万6,000人ということで増加傾向にあるということでありまして、その後段のほうで平成30年度ニセコ町外国人宿泊者数記載しております。昨年の上位の3国を記載させていただいておりまして、前年比ではここにありましており宿泊人数自体は伸びているが、宿泊延べ数、言ってみれば長期に滞在する方がちょっと若干減少傾向ということで記載のとおり

りとなってございます。

また、31ページの上段であります、外国人宿泊者数上位10カ国を記載のとおり参考までに表として記載をしているところでございます。

その下、2としてニセコグリーンバイクプラス（電動自転車レンタル事業）の実施状況、記載のとおりとなっております。

中ほど、3としてニセコ観光圏協議会につきまして、それぞれ会議等記載のとおりとなっております。ニセコ観光圏協議会マネージャー会議、事務担当者会議それぞれ開催し、幹事会あるいは5月29日にニセコ町民センターにおいて平成30年度ニセコ町観光圏協議会通常総会……

（何事か声あり）

済みません、大変失礼しました。平成30年度となっておりますが、令和元年度の観光圏の通常総会でございますので、訂正をお願い申し上げます。済みません、大変失礼いたしました。令和元年度の通常総会が5月29日、ニセコ町民センターで開催されております。

その32ページ目でございますが、ニセコ観光局プロジェクト協議会の総会が5月29日に開催され、この中で文字倶知安町長が会長でございますが、本年度においては観光局のあり方について検討するというご意見を伺って進捗ということになっております。

その下、5としてニセコリゾート観光協会の取締役がそれぞれ記載のとおり開催され、6としてキラットニセコ取締役会がそれぞれ記載のとおり開催をされているところであります。

次、33ページ目でございますが、7として平成30年度ニセコ駅前温泉綺羅乃湯入館状況についてということで、綺羅乃湯の皆さんの大変なご努力によりまして入館者数が増加傾向にあります。30年度におきましては、12万9,218人の方にご利用いただいたということであります。

以下、8として後志観光連盟、幹事会、総会、それから羊蹄山の管理保全連絡協議会が5月31日、倶知安町で開催されたところでございます。

次、34ページ目をごらんいただきたいと思っております。一番上段の10としてニセコ山系観光連絡協議会総会が5月29日、ニセコ町民センターで開催されております。

また、12番目として第9回東京ニセコ会の総会が5月12日、東京都内で開催をいただいたところでございます。

その下、13としてニセコ山開き、6月9日、晴天の中開催したところでございます。

以下、記載のとおりそれぞれ会議が行われ、一番下でございますが、16として第1回日本風景街道大学ニセコ羊蹄キャンパス実行委員会、風景街道自体はずっとこれまで全国大会やっておりますが、このニセコで開催するのが初めてでありまして、その第1回という意味でございます。3月1日に開催されておりますが、これにつきましては国土交通省が全面的に推進をしている日本風景街道という事業がありまして、北海道ではシーニックバイウェイという形で進んでいるものでありまして、これの全国会議が9月20日から21日、ニセコ町民センターにおいて全国会議が開催されるということで、町としても万全を期して取り進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

次に、ページめくっていただきまして35ページ目でございますが、17として雪崩事故防止等の雪氷

災害防止に向けての連携協力に関する協定調印式についてということで、3月22日、国立研究開発法人防災科学技術研究所と倶知安町、ニセコ町の3者による雪氷災害、雪崩事故防止等の防止を図るための協定の締結を行っております。防災科学研究所からは林春男理事長にお越しいただきまして、2町の町長とともに調印を行ったということでありまして、今後さらにこういった国の力を得ながらニセコルールを含めた雪崩事故防止に努めてまいりたいと、このように考えているところであります。

その下、18として商工業の振興ということでこれまで進めてきた子育て世代向けのキッズカード事業について事業費とこれまで422人の方にご登録いただいているということの記載でございます。

その下、(2)として企業者等の支援事業についてということで、ニセコ町で新たな事業、あるいは事業を拡張する新規事業に取り組むような方に対しての支援事業であります。これまで37件の皆さんに利用をいただいております。令和元年度につきましては現在のところ4件の要望が上がってきているというような状況でございます。

19として、ニセコ町商工会の総会が5月14日開催されております。

20として、ようてい地域消費生活相談窓口の運営状況ということで、現在会長が京極町でありますので、京極町役場において4月24日開催をされたところであります。この消費生活相談につきましては、最近ネット等の消費相談も増加ということで、大変重要な、住民の皆さんが泣き寝入りしないためには重要なこの相談窓口であるというふうに考えております。

36ページ目の上段でそれぞれ通常総会と、あるいは相談受け付け件数等、その下記載のとおりとなっております。

中ほど、21として羊蹄山麓季節労働者通年雇用促進協議会の総会が倶知安町で開催されたところでございます。

その下、下のほうであります。建設課の関係であります。1としてニセコ町営住宅入居者選考委員会の開催、4月22日、それから5月22日それぞれ開催していただいているところであります。

次、37ページ目をごらんいただきたいと思っております。2として制限付競争入札の公告についてということで、5月10日ニセコ町役場の庁舎関係におきましてそれぞれ記載のとおり公告を行ったところでございます。

その下、3として国土利用計画法に基づく土地取引の状況ということで、土地売買の状況につきまして記載のとおりとなっております。括弧書きが海外資本によるものということでございます。

次、4として景観条例に基づく協議状況ということで、平成30年度におきましては記載のとおり開発事業13件、屋外広告物4件につきまして協議がなされ、本年度令和元年度におきましては現在2件の開発事業について協議があるというような状況でございます。

次、その下5として公営住宅における住宅使用料の算定誤りについてご報告申し上げます。平成31年3月に住宅使用料の算定確認作業をしていたところ、国の定める収入基準を超えている入居者に対する住宅使用料の算定に一部誤りがあることが判明いたしました。現在、公営住宅等家賃算定の根拠などについて、住宅使用料の調査を進めているところでございます。調査結果の詳細が判明しましたら、改めてご報告させていただきます。なお、調査の結果住宅使用料に過少があっても遡

及しての徴収は行いません。ここに大変な誤りがありましたことにおわびを申し上げますとともに、調査とあわせて今後の再発防止策の検討も進めてまいりたいと考えております。このたび事務処理において不適切な事務執行がなされたということで、大変責任を強く感じております。今後は、こういった事務執行に誤りがないよう万全を期してまいりたいと考えております。大変申しわけありませんでした。

次に、38ページ目をごらんいただきたいと思います。上下水道課の関係であります。市街地区（中央地区）の配水管漏水事故についてということで5月7日、記載のとおり漏水事故が発生し、復旧活動を行ったところであります。

また、2として桂地区飲料水供給施設水源枯渇、水源が枯れたということですが、これについて5月15日にこの水源の枯渇について、枯渇しているという状況がわかりまして、以下記載のとおり対応させていただいているところであります。この5月15日の午後8時に桂地区配水池から水道水の供給ができないと判断し、桂地区水道使用者の水を福井地区配水池からの供給に切りかえております。桂地区使用者へは、桂地区の水源が枯渇していることで福井地区の水を供給していることを口頭及び文書によりお知らせをしております。水源については、現在枯渇の原因等を調査し、あわせて経過観察を継続中ということでありまして、今後これらについても対応してまいるということで、関係機関とも現在調整を行っているというような状況でございます。

次39ページ目をおめくりいただきたいと思います。農業委員会の関係であります。1として、農業労務賃金協定協議会を3月27日開催しております。

以下、各種農業委員関係の会議をそれぞれ開催し、また4として要請活動等の状況について記載をしております。

一番下、5としてニセコ町グリーンパートナー推進協議会総会が5月30日に開催されております。

次に、40ページ目をごらんいただきまして、消防組合ニセコ支署の関係であります。避難訓練等それぞれ記載のとおり行っております。

また、3として消防記念日の招集訓練を3月8日行っています。

その下、中ほど以下であります。4として少年消防クラブ消防庁官表彰授賞式典の出席ということで、3月23日にニセコ少年消防クラブが消防庁官表彰を受けるということで、クラブ員2名、保護者の方に1名随行をいただいて栄誉ある表彰を子どもたちに授与いただいたところであります。今後ともこの少年消防クラブの活動を積極的に応援しながら、少しでも防災意識、減災意識、あるいは予消防に対する子どもたちの理解を進めてもらいたいというふうに考えているところであります。

以下、スノーモービルの訓練等、記載のとおりとなっております。

次、41ページ目をめくっていただきまして、消防訓練や8として救急講習等につきまして記載のとおりとなっております。

中ほど以下、11として婦人防火クラブ定期総会及び役員会議についてということで4月10日開催され、以下防火啓発活動記載のとおりとなっております。

42ページ目をごらんいただきたいと思います。上段から少し下のほうに15として消防訓練指導と

ということで、近年は各事業者の皆さんの防災意識の向上とともに消防での消防訓練活動が事業者ごとに進められているというような状況でございます。

その下、17で少年消防クラブの本年における結成式が5月18日に開催されているところでございます。

その下、20番目以下、災害出動につきまして42ページから44ページまでそれぞれ記載のとおりとなっております。警戒出動や応援出動、火災出動等、特に43ページ目の中ほどであります、(7)と(11)に記載しておりますとおり、4月24日、26日夕張市の抗道火災による応援出動ということでそれぞれ職員が応援に出ているというような状況でございます。

以下44ページまでそれぞれ警戒出動の状況、記載のとおりとなっております。

また、45ページ目、ニセコ救急の出動先の出動状況それぞれ3月、4月、5月というふうに記載をさせていただいております。以下、46ページ以降建設工事あるいは委託料等につきまして状況は記載のとおりとなっておりますので、後ほどごらんいただきたくお願いを申し上げます。

以上、第5回ニセコ町議会定例会に当たって行政報告を終了させていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（猪狩一郎君） 教育長、菊地博君。

○教育長（菊地 博君） おはようございます。それでは、引き続きまして第5回ニセコ町議会定例会に当たり、私のほうより教育行政報告を行わせていただきます。

令和元年6月14日提出、ニセコ町教育委員会教育長、菊地博。

それでは、お手元の資料1ページをお開きください。大きな1、教育委員会の活動について記載しております。(1)、教育委員会議につきまして、3月1日開催の第2回定例会におきましては報告事項が3件、議案3件について記載の内容で開催しております。

続いて、3月27日開催の第3回臨時会におきましては、報告事項として5件、議案9件につきまして、主なものとしては、報告事項では改元に係る関係規定の一部改正について、学校教職員の人事異動についてなど、議案では教育委員会職員の職の設置規則の一部改正についてなどの内容となっております。

5月20日開催の第4回定例会におきましては、報告事項11件、議案6件について各種委員の委嘱、要綱等の一部改正、要保護及び準要保護児童生徒の認定等が主な内容となっております。

2ページに移りまして、(2)、第1期学校訪問につきまして、年に2回行っております学校の定期訪問の第1回目として、5月20日、28日の2日に分けまして各学校及び幼児センターを訪れております。今年度の学校経営方針の説明、意見交換、授業参観を内容として実施しております。また、訪問終了後、教育委員による総括を行ったところであります。

次に、(3)、(4)についてであります、5月8日に文部科学省訪問、翌9日、10日に全国町村教育長会総会及び研究大会に参加しております。文部科学省では、初等中等教育局、地域学校共同活動推進室担当者を訪問し、本町のコミュニティ・スクールの実践内容等について説明し、今後の取り組みについて具体的なアドバイスをいただいたところであります。次の全国教育長会総会・研究大会では、国立情報科学研究所長の新井紀子氏及び元文部科学副大臣の鈴木寛氏の講演のほ

か、福島県富岡町及び埼玉県皆野町の教育長より実践発表があったところです。福島県富岡町は、東日本震災時の原発事故により多大な影響を受けました双葉郡に属している町でありまして、避難解除された後の状況や、学校を再開し、町村を越えて実施している交流活動や共同事業などの取り組みについて発表されました。このような実践発表や全国各地の教育長との情報交換等を今後の本町の教育施策に活用してまいりたいと考えております。

(5)、後志町村教育委員会協議会総会及び後志公立文教施設整備促進期成会につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

次に、大きな2、学校教育の推進についてです。まず、町内各学校の卒業式、続きまして3ページをおめぐりいただきまして、入学式について記載をしております。3ページの中ほどに⑤として交流・体験、ニセコ小学校とインターナショナルスクールとの児童交流及び近藤小学校の農業体験として田植え体験について記載をしているところです。この近藤小学校の田植え体験につきましては、昨年からインターナショナルスクールの小学部児童及び先生方も参加をしております。この活動につきましては、児童相互の交流の機会、またインターナショナルスクールの子どもたちにとっては田植えや、この後行う稲刈り体験はこれまでに経験がない活動だと思いますので、非常に有意義な機会になっているものと考えております。

続いて、⑥に旅行行事として小学校の遠足、中学校の修学旅行及び見学旅行等について記載をしております。いずれも事故等なく順調に行われているところです。

次に、4ページに移りまして、⑦、会議・研修等記載のとおりでございます。

中ほどに⑧として、全国学力・学習状況調査について記載しておりますが、4月18日に小学校6年生、中学校3年生を対象に国語、算数、数学、それから今年度は中学校において英語を加えた学力調査及び質問紙調査を実施しております。中学校の英語につきましては、初めて行う調査教科でありまして、聞く、話す、読む、書くの4技能を問う内容で、特に話すこと調査につきましては、パソコン機器の関係でニセコ小学校のパソコンを借りまして実施をしたところです。この英語の調査につきましては、3年に1度の実施となります。調査実施後、各学校では国や道の結果公表を待たずにテスト後自校採点や結果分析などを行い、児童生徒の課題を把握するとともに、日ごろの指導改善に早速つなげているところでございます。

それから、下段の(2)になりますが、令和2年度、2020年度に使用する教科用図書の採択手続に係る第1回採択協議会の内容を記載しております。来年度は、小学校におきまして新学習指導要領の本格実施等の年となりますので、小学校全教科の教科書採択に係る協議会として、今後も3回ほど会議が予定されております。

次に、5ページをおめぐりいただきまして、上段、(3)に児童生徒の状況について記載をしております。①に、5月31日現在の児童生徒就学援助費の認定状況を記載しております。小学校、中学校合わせて33世帯51名となっております。内訳等については、記載のとおりでございます。

②には、各学校に在籍する児童生徒一覧表を記載しております。ニセコ小学校では、本年度1年生43名が入学し、5年生以外は全ての学年が複数学級となっております。全校児童数は、今年度は256名、昨年同時期に比べて6名の増となっております。近藤では5名の1年生が入学し、全校児童

が31名。ニセコ中は各学年とも1学級の97名、ニセコ高校は17名の入学で、全校生徒が67名となっております。なお、昆布小学校につきましては、現在ニセコ町在住児童数についてはゼロ人となっております。

続いて、③には特別支援教育を要する児童生徒と指導体制の状況を記載しております。今年度は、特別支援学級はニセコ小に4、近藤小に1、ニセコ中に3学級あり、在籍児童生徒数は13名、道費負担の教員数が9名、昨年に比べて学級数は同数ですが、児童生徒数、教員数はともに1減となっております。

続いて、(4)、学校保健関係につきまして、インフルエンザによる臨時休業、6ページに移りまして出席停止人数、その他各種健康診断の実施状況について記載をしているところです。

続いて、(5)、ニセコスタイルの教育の実施状況につきまして、①にはコミュニティ・スクールの関係について記載をしております。3月には、前年度最後の委員会を開催して昨年度の総括を行っております。続いて、5月の22日に令和元年度第1回コミュニティ・スクール委員会を開催し、学校運営基本方針の承認のほか、今年度の活動について協議いたしました。

次に、②、一貫教育の関係では、5月30日に第1回推進委員会を開催し、記載の内容で協議をいたしました。今年度は、7月にニセコスタイル教育の日として町内の小中学校全教職員が加わる中で研修会を開催する予定になっております。このように今後も学校、家庭、地域が連携して子どもの成長を育む体制を進めてまいりたいと考えております。

7ページをおめくりいただきまして、(6)、幼児センターの関係につきまして各種行事、健康安全について。健康安全では、フッ化物洗口、5歳児が18名、4歳児が21名の実施となっております。希望人数が年々ふえているところです。4歳児は、まず水うがいから練習をして、6月4日から本実施に入っております。

8ページには、預かり保育の状況から⑨番の子育て講座等事業実施の状況まで記載のとおりでございます。

次に、9ページをめくっていただきまして、(7)としてニセコ高等学校関係であります。①、今年度の入学生徒の状況、②には寄宿舎の入寮状況を記載してあります。今年度は、新入生は①の表にありますように17名、昨年よりも減少しておりますが、非常に目的意識が高く、今後の活躍が非常に楽しみな生徒が多く入学しております。

続いて、花・野菜苗販売会の状況及び校外花壇実習の状況について記載をしております。

10ページの上段には、校内意見発表大会の内容について記載しております。先日5月22日に校内大会を実施したところ、本年度の発表大会につきましては1年生も含めて内容や表現力など非常に高いレベルの大会になったと考えております。最優秀を獲得した3年生の上村さんは、昨年度はこの次のステップの南北海道大会で最優秀賞、そして全道大会に昨年度は出場しております。今年度は、さらに全国大会を目指して頑張りたいと考えているところです。

それから、次に⑥として各種大会参加状況で、定通体連の後志地区大会の状況を記載しております。この大会で権利を得た競技の選手が今週末、あす、あさつてに開催されます全道大会に出場いたします。各種目で全国大会出場の期待が持てるところです。これにつきましては、結果がわか

り次第ご報告したいと考えております。

続いて、11ページをおめくりいただきまして、上段、(8)に給食センターの関係につきまして、インターナショナルスクールニセコ校の給食試食会の内容を記載しております。昨年に引き続き、2回目の開催となりました。メニューは五目御飯、みそ汁、魚、野菜など和食料理であったのですが、おかわりする子がいたり、デザートを喜んだり、非常にニセコ町の給食のおいしさを味わってくれたと思います。インターナショナルスクールとは、このように給食試食や先ほどの田植え体験などを含めて可能な範囲で交流が図られるよう連携を進めてまいりたいと考えております。

次に、大きな3、社会教育・社会体育の推進についてであります。

(1)の社会教育活動につきまして、放課後こども教室の開催、寿大学の内容について記載しております。

12ページに移りまして、(2)、文化・図書活動、有島記念館の展示及び普及事業について記載しております。下段のほうになります。③として有島記念館の事業の認知度を高めることを狙いに第178回まちづくり町民講座を開催しております。

次に、13ページをおめくりいただきまして、④に鉄道文化遺産・ニセコエクスプレス収蔵事業について、有島地区住民との懇談及びクラウドファンディングの実施状況について記載しております。

ニセコエクスプレスにつきましては、平成29年11月まで29年間札幌圏とニセコ地域を結ぶリゾート列車として本町の観光振興に大きく貢献した鉄道車両ですが、JRにおいて解体が予定されていることから、車両を保存し、その歴史を後世に伝えることを目的に、有島記念館係に事務局がありますニセコ町鉄道文化協会を主体としてクラウドファンディングを実施したところであります。ことし2月26日から5月27日までの91日間実施した結果、497名の皆様より支援を賜り、第2目標を超える1,023万6,000円という額が集まりました。このことにより、エクスプレス1両を原形保存するために必要な輸送費、路盤整備費、返礼品費用を賄うことが可能になりました。これまでのまちづくり講座や地区懇談会で出た意見等を踏まえて、現在保存場所について等検討しているところであります。今後のスケジュール等も含めて検討状況など議員の皆様には改めてご説明したいと考えております。

次に、⑤、有島記念館の入館者の状況につきまして、この表にありますように昨年度は1万3,000人を超える入館者があり、前年度より1,500人増となりました。町議会並びに関係者の皆様のご理解とご支援のたまものであり、感謝をしております。今後も引き続き地域の方に親しまれる記念館運営を目指してまいります。

14ページに移りまして、⑥、学習交流センターあそぶっくの平成30年度の利用状況を記載しております。昨年度に比べて入館者数、図書貸し出し冊数はともにやや減少しておりますが、依然として高い利用数を継続しているところです。

以下、⑦、あそぶっくの会の活動状況につきまして、16ページ上段まで記載をしております。

続いて、16ページ、⑨には文化協会の活動状況につきまして。

続いて、(3)、社会体育・スポーツ活動につきましては、体育協会の活動状況につきまして記

載の内容のとおりであります。

17ページをめくっていただきまして、平成30年度の体育協会の表彰者について記載をしております。奨励スポーツ選手賞としてクロスカントリースキー、陸上競技の各種大会で優秀な成績をおさめた記載の小学生5名が受賞しております。また、努力賞としては2団体、個人14名が表彰を受けております。

以下、スポーツ推進委員会議、ニセコマラソンの実行委員会、ふれあい町民運動会の会議等の状況を記載しております。

18ページに移りまして、実施事業として運動公園開幕スポーツ大会、ことしもファイターズの野球教室を既に実施をしております。

次に、⑦の学校アスリート訪問事業ですが、2年ぶりとなります北海道のトップアスリートの北風沙織さんを迎え、走り方教室を近藤小学校、ニセコ小学校、ニセコ中学校それぞれで開催しております。特に小学生につきましては、小学校の運動会があったということで、運動会前に教室を開催し、走ることの楽しさや早く走るためのコツを学んでもらったということで、子どもたちにとっては動機づけや意欲の向上につながったのではないかなと考えております。

それから、続きまして⑧、下段になりますが、今年度の新規事業でありますニセコチャレンジについて記載しております。これは、ニセコの自然の中で野外活動を体験し、ふるさとのよさを知るとともに1年を通してプログラムにチャレンジすることの大切さを学ぶことを目的としております。

19ページに内容について記載しておりますけれども、小学校5、6年生を対象に登録制としてことは実施してございまして、20名の募集のところ13名の応募がありました。既に第1回目の木工体験、第2回目のPure体験が終わっております。木工体験に参加した子どもたちは、のこぎりを使って木を切る、カッターで木を削り箸をつくる、これらの作業に挑戦し、講師の指導のもと真剣に打ち込んでいる様子でした。また、Pure体験では現地まで自転車で移動するという手段を取りまして、非常に往路は上り坂でできなかったのですが、皆元気に取り組んでいる様子でした。この後は、羊蹄山1周サイクリング、羊蹄山登山なども用意しており、10月までの6回の体験を通して挑戦する意思や、やり抜く力を子どもたちに身につけてもらいたいと考えております。

続いて、⑨には平成30年度のスキーリフト券助成事業の最終的な利用状況を記載しております。利用数が前年度よりもふえております。保護者の負担軽減になるとともにスキーに親しむ機会につながっているものと考えております。

⑩には、冬季北海道・札幌オリンピック・パラリンピック招致活動について記載をしております。3月26日には北海道及び札幌市より職員が来町し、倶知安町、本町担当者とともに現段階における今後想定されるスケジュールや現地調査の実施結果、考えられる課題など実務者同士の情報共有の場として実施したものであります。

以上、私のほうより教育行政報告を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 町長から先ほどの行政報告の説明で一部説明に誤りがあったので、訂正したいとの旨の申し出があります。これを許します。

○町長（片山健也君） 大変失礼いたしました。先ほどの行政報告で一部口頭での説明で誤りがあったので、訂正させていただきます。

行政報告書の1ページ目ではありますが、1ページ目の総務課の関係の3の北海道町村会の定期総会5月23日開催されましたが、この中で役員の改選に当たって会長に棚野糠平町長というふうの間違って発言したということで、ちょっと気づかずに大変申しわけありません。棚野孝夫氏におきましては白糠町長であります。白糠町の棚野孝夫町長が再任されたということでありますので、白糠町長ということで訂正をさせていただきます。大変申しわけありませんでした。よろしくお願いをいたします。

○議長（猪狩一郎君） これで行政報告は終わりました。

◎日程第5 陳情第1号から日程第6 陳情第2号

○議長（猪狩一郎君） 日程第5、陳情第1号 日米貿易協定交渉から日本の農業・農村を守る意見書提出を求める陳情及び町道に関する要望書の2件は、会議規則第91条の規定に基づき産業建設常任委員会に付託します。

この際、議事の都合により午前11時30分まで休憩いたします。

休憩 午前11時16分

再開 午前11時30分

○議長（猪狩一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎資料の訂正

○議長（猪狩一郎君） 教育長から先ほどの教育行政報告の資料を訂正したいとの申し出があります。これを許します。

○教育長（菊地 博君） それでは、私の教育行政報告で一部誤りがありましたので、訂正をさせていただきますと思います。

教育行政報告の、まず資料のほう13ページをお開きください。13ページの④、鉄道文化遺産エクспレス収蔵事業の中の丸の2つ目の中ごろに実施主体とありまして、ニセコ町鉄道文化協会会長として林副町長と記載しておりますが、これは訂正していただきたいと思いますが、林知己ということで個人名で記載をお願いいたします。

なお、私のほうから口頭で事務局長が有島記念係長と申しましたが、これにつきましては事務局長は町民学習課長で、事務局が有島記念館係ということで訂正をいたしたいと思います。大変申しわけありませんでした。よろしくお願いをいたします。

◎日程第7 報告第1号から日程第9 報告第3号

○議長（猪狩一郎君） 日程第7、報告第1号 ニセコ町土地開発公社経営状況の報告についての

件から日程第9、報告第3号 株式会社ニセコリゾート観光協会経営状況の報告についての件まで3件を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、林知己君。

○副町長（林 知己君） それでは、よろしく願いいたします。日程第7、報告第1号 ニセコ町土地開発公社経営状況の報告についてでございます。

この報告第1号から第3号まで、自治法の規定に基づきまして、町が資本金等の2分の1を出資している法人について経営状況を説明する資料を提出するというものでございます。

なお、これから説明させていただく中で、金額についてはその内容に応じて円単位、1,000円単位、万単位と使い分けて説明させていただきますので、ご了承をいただきたいというふうに思います。

それでは、議案の4ページをごらんいただきたいと思います。報告第1号 ニセコ町土地開発公社経営状況の報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、ニセコ町土地開発公社の平成30年度経営状況について、別紙のとおり報告する。

令和元年6月14日提出、ニセコ町長、片山健也。

おめくりいただきまして、5ページ以下、経営状況報告書となっております。6ページの1番目、平成30年度の事業報告でございます。1として、事業概要といたしまして土地造成事業、30年度の販売実績はございません。2として、事業費に関する事項ということで、一般管理費として9万4,350円の支出でございます。3は、理事会の開催状況、平成30年5月23日に開催されております。記載のとおり、事業報告等の報告、議案について審議されております。また、その他でSDGsモデル事業提案概要について説明を行っております。

2番目の平成30年度の財務諸表及び財産目録の承認について、次ページ以降でございます。

7ページになります。損益計算書でございます。1番、事業収益、2番、事業原価、販売実績はございませんので、いずれもゼロでございます。3番、販売及び一般管理費については、役員の旅費、役務費として草刈り代、公租公課費、これらは例年どおりで、事業利益は9万4,350円の損失計上となっております。4番、事業外収益はごらんのとおりでございます。合わせまして経常利益は8万6,950円の損失、当期純利益も同様でございます。

8ページ、貸借対照表でございます。資産の部、現金及び預金3,864万円、次に完成土地の原価分が139万円ということでございます。それから、出資金、長期定期預金合わせまして7,001万円ということで、資産の合計は約1億1,004万円ということでございます。続きまして、負債の部でございます。流動負債、未払い金として3月31日現在で法人町民税及び法人道民税の未払い金が7万円。それから、資本の部では、基本財産、町からの出資金500万円、準備金としては前年度の繰越金が、ほぼ前年度同様の水準ですけれども、1億506万円あるということで、資本の計としても1億997万円と、これも前年とほぼ同額でございます。

次に、9ページ、キャッシュフロー計算書です。会計期間内の資金の増減の状況ですけれども、事業活動によるキャッシュフロー8万6,950円の減ということでございます。投資活動、財務活動は

ありませんので、一番下の6番、現金、現金同等物期末残高は、期首残高から減の3,864万円ということでございます。

10ページは財産目録、11ページから12ページには事業の明細、その他明細でございますので、後ほどごらんいただきたいというふうに思います。次に、13ページになります。13ページは、現在公社が持っております資産、現金以外の資産での土地の明細書でございます。上の表、(1)の完成土地、上段が第1期のさくら団地、下段は第2期分の宅地で、分譲後の調整地の記載でございます。

14ページから16ページは後ほどごらんいただきまして、17ページは30年度決算を踏まえた監査の報告でございます。

18ページは役員の名簿でございます。

土地開発公社につきましては、ご説明したように財務諸表は良好でありまして、資産超過、健全な財政状況でございます。なお、人口の微増傾向が続き、依然として住宅不足の状況が続いております。このことから、SDGs未来都市計画における市街地近郊での街区整備について町と土地開発公社が協力しながら検討を進めてまいります。

報告第1号については以上でございます。

続きまして、日程第8、報告第2号 株式会社キラットニセコ経営状況の報告についてでございます。

議案の20ページをお開きください。報告第2号 株式会社キラットニセコ経営状況の報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社キラットニセコの平成30年度経営状況について、別紙のとおり報告する。

令和元年6月14日提出、ニセコ町長、片山健也。

めくっていただきまして、21ページでございます。経営状況報告書でございます。ニセコ駅前温泉綺羅乃湯は、平成13年6月1日のオープン以来18年目を迎え、指定管理者として5期目の3年目を迎えております。当期は、5月10日に起きましたボイラーの故障と、9月6日に発生いたしました北海道胆振東部地震により計2日間の臨時休業を余儀なくされましたが、前期に掲げた事業計画をもとに売り上げの向上、サービス及び業務効率の向上に取り組んできた結果、入館者、売り上げともに10年ぶりに12万人超えを達成した前年度を上回る結果となりました。なお、キャッシュレス化については前期に導入いたしましたクレジット、電子決済端末により町内外のお客様に認知され、特に海外のお客様の利便性向上に加え、フロント周りでの流れもスムーズとなり、業務全体での効率向上、利用者増につながっております。また、当年2月には今後普及が見込まれますスマートフォンによる電子マネー決済を新たに導入し、今後に期待をしております。設備管理につきましては、前期に生じた源泉井戸老朽化に伴う自噴源泉を補うための加水運用での対応も現在行っていることから、A重油、水道、電気といった支出負担率の高い水道光熱費が前期よりも大幅増となりました。なお、当期ニセコ町予算にて実施いたしました駅前周辺エリアの熱ポテンシャル調査と熱供給システムの検討委託業務での源泉ボーリング調査の結果は、源泉温度37.6度、湧出量は毎分190リットルでした。結果、ニセコ駅周辺の公共施設などへ幅広く活用は難しいことから、当館で

有効利用することになりました。なお、本工事は配管等の工事を実施し、令和元年12月ごろ使用開始を予定してございます。

21ページの下段、2の売り上げについてです。当期の総売上高は6,515万4,000円、対前年比104%、プラスの254万7,000円となりました。増収の主な要因は、入館者数の増加に加え、定期券購入者が増加したことであります。当期の入館者数については、臨時休業がありました9月を除き前期を上回る結果となっております。特に7月は前年比1,314名増の1万2,193名、8月は平成15年8月以来15年ぶりに1万4,000名を超える入り込み数となり、当期の入館者数は12万9,218名、対前年比106.4%、プラスの7,825名となりました。ニセコ近郊に移住した国内外の方の増加、町内施設の建設新幹線工事関係者の利用がふえたことも大きな要因と思われます。外国人の入館者数は5,492名、対前年比145.6%、プラスの1,721名の大幅な増となりましたが、これまで継続して行ってきましたヒラフ地区へのPRや口コミ効果などにより外国人の認知度が高まっていると考えております。

22ページの中段、3番の経費についてです。当期の販売費及び一般管理費は、5,882万9,000円、対前年比110.6%、プラスの566万7,000円となりました。消耗品費、保守等委託料など節減を行ってきましたが、スタッフ1名の増員による人件費と源泉井戸老朽化に伴い大幅な増額となりました水道光熱費を含め前年度を大きく上回る結果となっております。

4番の営業外収益については、電気自動車急速充電器の維持管理によります日本充電サービスの権利金、補助金37万7,000円と綺羅乃湯特別対策事業補助金373万6,000円を受けて、総額413万3,000円となっております。以上によりまして、売上額から一般管理費を差し引いた営業損失は466万7,000円の減となり、補助金等の営業外収益を加え、特別損失を差し引いた当期損益は対前年比88万円減の71万3,000円の赤字となりました。以上の結果、営業損益466万7,000円減、当期損益71万3,000円減となっております。

次に、23ページの上段から収益事業報告ですが、1の入館使用料、入館料、回数券、定期券の今期売り上げにつきましては、対前年比105.1%増の4,259万円となりました。入館者内訳では、回数券以外では各項目で増額となり、今年度も外国人入館者、町内施設建設等の工事関係者の定期券の利用が多く見受けられます。2番の扶助事業収入については、町が発行いたします減額認定証を持つ70歳以上の高齢者と障害者の入館料扶助については、対前年比104.2%の508万4,000円となりました。3番目の貸し室売り上げについては、対前年比105.1%の99万4,000円、4番目の賃借料についても対前年比129.7%の194万1,000円となっております。

24ページになりますが、5番の販売収入については、対前年比98.5%減の1,432万7,000円となっております。収入減の主な理由は、臨時列車運行停車時でのJRニセコ駅ホームでの販売を当期は実施しなかったため減収となっております。

次に、補助事業報告ですが、1番目の電気自動車急速充電器スタンド設置事業として、設置費と維持、電気代は日本充電サービスの権利金により交付されます。交付対象外となります消費税や固定資産税については、ニセコ町の補助金により充当してございます。25ページの2、平成30年度の綺羅乃湯特別対策事業補助金ですが、綺羅乃湯の源泉であります中央源泉老朽化により源泉湯量が減少しているため、自噴源泉を補助ポンプで供給し、加水しながら営業を現在も継続しております。

こうした状況の中、さまざまな取り組みにより入館者並びに売り上げの増加を今期果たせておりますが、A重油を初め水道光熱費の負担増により経費が膨らみ、経営圧迫が生じていることから、増嵩経費相当額について綺羅乃湯特別対策事業補助金373万6,000円をニセコ町より補助金を受けております。

25ページ中ほどから28ページのイベント、キャンペーン関係ですけれども、綺羅乃湯におけるイベント、キャンペーン実施は集客増を狙うために大切な取り組みとなっておりまして、綺羅乃湯の1日当たりの平均入館者数が375名ですけれども、イベントを開催いたしますと1.5倍程度の入りが期待されるとのことでありまして、今期につきましてもさまざまなイベント、キャンペーンを実施したところでございます。

次に、29ページまで進んでいただきまして、売り上げ実績表ですけれども、こちらは今お話ししたところを表にしておりますので、後ほどごらんいただきたいというふうに思います。

30ページ、貸借対照表でございます。流動資産2,105万円ということで、前年度と比べて13万円減となっております。固定資産87万円、合計資産は2,193万円ということで、前年度と比べて36万円減となっております。右側の負債ですけれども、流動負債659万円と前年から36万円の増、右側の下、純資産の株主資本1,534万円と利益剰余金が434万円程度ということで、利益剰余金については前年よりも73万円程度減少しているということでございます。

続きまして、31ページの損益計算書でございます。売り上げ6,515万円、仕入れの基本となります原価が1,099万円で、差し引き5,416万円が売り上げ総利益となっております。以下経費等を差し引きまして、当期は税引き後71万3,000円の赤字決算ということでございます。

32ページの販売費及び一般管理費ですけれども、大きく前年と比べて増減のあったもののみ説明をいたします。給与手当の額は、職員数の増と昇給によるもので、法定福利費、厚生費合わせて前年度と比べて217万円の増となっております。修繕費や消耗品の減については、平成29年度に行いました脱衣室の棚などの修繕が完了したことにより減額、それから水道光熱費はさきにもご説明をいたしました。温泉水が不足し、加水していることにより水道、燃油の使用量が増加したもので、前年度と比べて484万円の増となっております。

続きまして、33ページ、株主資本等変動計算書でございますけれども、資本金、特に変動はありませんので、利益剰余金は、今期の損益71万3,000円ありますので、期首で417万円から期末で434万円ということで、合わせて純資産1,534万円ということでございます。

35ページは監査報告書、決算をもとにご承認いただいております。

最後に、36ページには6月1日現在での役員、従業員数と組織図を記載してございます。

報告第2号に関する説明は以上でございます。

続きまして、日程第9、報告第3号 株式会社ニセコリゾート観光協会経営状況の報告についてでございます。

議案の38ページでございます。報告第3号 株式会社ニセコリゾート観光協会経営状況の報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社ニセコリゾート観光協会の平成30年度経営

状況について、別紙のとおり報告する。

令和元年6月14日提出、ニセコ町長、片山健也。

39ページは、経営状況報告書でございます。まずは、経営概況でございますけれども、売り上げ収入、販売管理費は前年比増額しておりますが、売り上げ原価は前年比減額しております。最終的に税引き前の当期利益額は、対前年比92.9%の258万6,000円となりました。今期のニセコ町への観光客入り込み数は167万人、対前年比99.9%とほぼ横ばいとなっております。上期においては、夏場の観光客が国内、海外ともに前年を下回ったのに加え、9月の胆振東部地震の発生により、北海道全体で観光客の入り込み数が落ち込む要因となりました。しかし、下期には前年を上回る値にまで回復しております。また、道の駅ニセコビュープラザの入り込み客数は57万9,000人で、対前年比92.7%と3期連続で減少となり、ニセコビュープラザにおける特産品の売上額は、それに連動して1億70万円、対前年比95.6%となりました。

ニセコリゾート観光協会は4つのグループで事業展開しておりますので、グループごとに説明をいたします。まず、39ページの中ほど、総務グループですが、総務業務のほかにニセコ地区への道内、道外を初め海外観光客の着地型観光客の増加や、町全体の活性化を創出する地域振興事業を担っております。観光振興事業においては、観光協会が事務局の運営や実行委員として支援する事業、さらには地域イベントへの支援事業とさまざまな形態で地域活性化に向け支援事業を行ってまいりました。また、平成30年度は地域交通事業として電動アシストつき自転車のニセコグリーンバイクプラスを有料貸し出しを行いました。また、冬季においては12月20日から観光客の2次交通の問題を解消することを目的に今年度で3年目となりますニセコ周遊バスを運行しております。いずれもニセコを訪れた観光客の満足度を高め、再来訪につなげることを目的に実施しております。

各事業については、40ページからでございますので、ごらんいただきたいと思います。ニセコスターフェスについては、来場者にニセコの星空の美しさを知っていただき、ニセコの星空を新たな夏の観光資源とすべく行われているイベントです。2日間開催の予定でしたが、胆振東部地震の影響により日程を変更し、1日に短縮して行ったものの、昨年度並みの集客を達成することができました。継続して行われております。

ニセコハロウィンやJRニセコ駅イルミネーション点灯式、そして41ページになりますが、ニセコジャポニカにつきましては倉庫群において海外からのお客様に日本の伝統文化を紹介し、スノーアクティビティ以外の楽しみを提供することを目的として行われているイベントです。外国人観光客のみでなく、地域住民の方々の認知度も高まり、年々集客数は増加しております。開催に当たりましては、地域住民だけではなく、近郊の5つの振興局、後志、渡島、檜山、日高、胆振の振興局が連携してご協力をいただいております。道南エリアにわたった広域な情報発信をしております。

そのほかScenic Yakiniku Nightなどなどの取り組みを行っております。

42ページの下段までお進みください。地域交通事業では、前段でお話ししましたニセコグリーンバイクプラスの貸し出しや、ニセコ周遊バスの運行については便数をふやして観光客の足としての充実を図っております。

43ページの中段になりますが、人材育成事業では冬季限定で労働する外国人スタッフ向けのスタ

ソフトトレーニングや冬季運転トレーニングの運営支援を行っております。

43ページ下段のインフォメーショングループになりますが、2カ所での観光案内業務及び観光情報発信業務とともに特産品の販売業務では、道の駅ニセコビュープラザの情報棟において町内事業者が生産する商品や、ニセコ町さんの原材料を使った商品を中心に地域特産品を販売し、来訪者へのサービス提供を行ってきました。さらに、特設会場でのニセコ特産品の紹介と販売所の開設を行っております。今年度はウェブによる販売を新たに開始し、道の駅への直接お立ち寄りいただくお客様以外への販路を拡大することで町の特産品の魅力を内外へ積極的に発信しております。

45ページの下段までお進みください。湯めぐりパスの運営では、今年度より一部でパスの割引販売を初め、ビュープラザでの販売実績は1,355枚で前年比110%となっております。

46ページ、旅行グループでは今年度はインバウンド事業の業務拡充を図り、収益性を高めることを目標に事業を展開してまいりました。町内の各事業者との連携により来訪者を受け入れることで地域にさまざまな経済循環をもたらし、ニセコの名前を外部に告知するプロモーション効果も生んでおります。具体的には、①のインバウンド事業では、ニセコ地区における旅行需要の季節波動の平準化を目指して商品造成しておりますニセココレクション及びその商品の素材であります遊び放題体験クーポンなどの販売を行ってまいりました。

また、今年度インバウンド事業の中で業務範囲を広げ、収益を上げた部門が47ページの③になりますが、中段の③のMICE会議案件やチームビルディング研修及び48ページの④、学生団体の受け入れ、⑤、視察の受け入れでございます。

そのほか、49ページのふるさと納税送迎プランで町より委託を受けて実施をしております。

49ページ中段のアウトバウンド事業は、昨年度に事業を縮小し、業務の集約を行い、町内の公共性を有する事業以外は基本的には受けない意向でありまして、取り扱いについては記載のとおりでございます。

50ページ、放送事業グループでございます。ラジオニセコにおいては、「聞くだけじゃない出るラジオ」をコンセプトに町民の皆さんを初め観光にお越しのお客様、ニセコエリアで働いている方をお招きしつつ、地域内の情報や生活情報を日々お届けしております。昨年については、2名体制にてスタートして、8月からは週3日ではありますが、4名体制として既存放送、事業を維持しつつニセコ町から受託しているコミュニティ放送業務を遂行し、完了しております。また、昨年9月6日に発生いたしました胆振東部地震の影響による北海道全域でのブラックアウトにおいても放送事業部3名の局員によりニセコ町と締結している協定どおり、ライフラインの情報を初め停電中でも放送を継続することができました。今後昨年の災害時の教訓をもとに、さらにニセコ町防災係との連携を深め、訓練等も企画し、体制を含め改善を進めてまいります。売り上げとしては、局員一丸となって営業を行い、地域内外得意先からのCMを初め各種イベント司会業、外部講演料、番組制作にて399万9,000円、対予算129万9,000円増、対前年123万2,000円増となり、営業利益は16万5,000円となりました。局員の採用を行い、次年度には体制を整えるべくスタッフの待遇面の改善を含め、「ラジオニセコ」が本来どのような形が望ましいかを協議していきます。業務の概要は記載のとおりでございます。

51ページは、会社の概要でございますので、ごらんいただきたいと思います。

次に、52ページ、貸借対照表でございます。資産の部、流動資産5,010万円ということで、前年4,263万円でしたので、747万円増額しております。内訳として、現金及び預金が増額となっておりますが、売掛金、未収入金については減額となっております。それから、固定資産1,146万円ということで、資産の合計6,156万円と前年より698万円ほど減額しております。右側の負債の部、流動負債1,966万円で、内訳として買掛金、未払い費用、前受け金が大幅に増額しております。純資産、株主資本4,190万円ということで、うち利益剰余金は2,190万円と前年度と比べて186万円の増ということでございます。

53ページにお進みください。損益計算書でございます。1億8,612万円の売り上げがありまして、売り上げ原価を差し引いた総利益は6,665万円、これから販売費及び一般管理費の1,594万円を差し引き、利子、助成金等の営業外収益を加えて、営業損失と法人税を差し引くことで最終的には186万円の利益ということになってございます。

続きまして、54ページでございます。販売費及び一般管理費ですが、給与手当総額では前年度と比べて220万円ほど増額しておりますが、事務局員の採用により給与手当、厚生費などの人件費の増加、広告宣伝費は求人広告執行等が減ったことによる減、租税公課は補助金と委託料の消費税分を費目整理したことによる増、消耗品は道の駅の商品陳列の改善を行ったこと及びラジオ局のパソコン入れかえによる消耗品の増、研修費ではラジオの初任者2名に対する研修の実施により増となっております。

55ページは、株主資本等変動計算書でございます。資本金額は変わりませんので、利益剰余金、前期が2,004万円で、当期純損益を差し引きました当期変動額合計186万円で、当期末残高は2,190万円となります。純資産はごらんのとおりでございます。

57ページから60ページは、参考資料としてニセコリゾート観光協会の本務事業分と放送事業分に分割した貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費となります。

61ページは、この決算に関する監査報告でございます。

最後のページ、現在の役員名簿及び組織図ですけれども、会社組織図は4月1日現在でございます。

報告第3号に関する説明は以上でございます。ご審議のほどお願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、議事の都合により午後1時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 0時11分

再開 午後 1時10分

○議長（猪狩一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより報告第1号 ニセコ町土地開発公社経営状況の報告についての質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これにて報告済みといたします。

これより報告第2号 株式会社キラットニセコ経営状況の報告についての質疑に入ります。質疑はありませんか。

齊藤君。

○5番(齊藤うめ子君) 5番、齊藤うめ子です。先ほどの報告第2号の23ページですが、ちょっとお聞きしたいのですけれども、この23ページの賃貸料についてなのですけれども、マイトリエのところなのですけれども、これ内訳でマイトリエ売り上げ金額44万4,000円となっているのですけれども、これは1年間の売り上げのことですね、と理解してよろしいですか。

(何事か声あり)

違いますか。

(何事か声あり)

これ賃貸料ですから、売り上げ金額と書いてあったので、そういうふうに理解したのですけれども、違いますか。

○議長(猪狩一郎君) 福村課長。

○商工観光課長(福村一広君) これは、齊藤議員のご質問にお答えしますが、マイトリエさんのこの売り上げが書いてあるのは、綺羅乃湯さんの売り上げ。マイトリエさんの売り上げではなくて、マイトリエさんから綺羅乃湯さんに賃借料を払っているわけですから、綺羅乃湯さんの売り上げという書き方になります。

以上です。

○議長(猪狩一郎君) よろしいですか。

○5番(齊藤うめ子君) はい、了解しました。済みません、ありがとうございます。

○議長(猪狩一郎君) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑はなしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これにて報告済みといたします。

これより報告第3号 株式会社ニセコリゾート観光協会経営状況の報告についての質疑に入ります。質疑ありませんか。

小松君。

○7番(小松弘幸君) 7番、小松です。53ページの補助金1,846万円の内訳を教えてくださいたいのと、売り上げ収入には委託料も含まれていると思いますが、うち受託事業収入は幾らで、その内訳を教えてくださいたいと思います。

○議長(猪狩一郎君) 福村課長。

○商工観光課長（福村一広君） それでは、小松議員のご質問にお答えしたいと思います。

こちらのほうリゾート観光協会の内訳58ページのほうにも記載されておまして、本社事業分と放送事業分分かれております。ニセコ町の委託の、まず本社事業分のほうから説明いたしますと、この委託分についてはニセコ町の本社事業分については売り上げ収入の中に入っております、ニセコ町受託分は2,379万6,000円ということで計上されているということでございます。補助金につきましては、下のほうに記載してありますとおり、851万9,080円ということでございます。

それから、放送事業分でございますけれども、受託収入についてはニセコ町から施設管理で267万3,000円、それから放送業務で1,296万円、それから補助金として放送運営委託として994万4,327円出てございます。内訳ですけれども、放送事業分は先ほど言った内訳になるかと思いますが、本社のほうにつきましては、内容については補助金についてはニセコ周遊バス運行事業補助と、それから観光振興事業補助ということで2本補助金を出しております、そのほか委託業務としては清掃委託業務だとか、あと業務管理、旅行の案内業務の委託料ということで委託をさせていただいているという状況でございます。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） 小松君。

○7番（小松弘幸君） 今の内容はわかりましたが、それぞれの金額がわかるとありがたいのですが。

○議長（猪狩一郎君） 福村課長。

○商工観光課長（福村一広君） まず、本社事業の内訳、ちょっと売り上げの収入全部内訳言います。

まず、売り上げ収入なのですけれども、58ページのほうで説明させていただきますが、まず本社事業分の売り上げについては、物販が9,774万3,000円、それから旅行業が2,959万3,000円、先ほど言いましたニセコ町受託の委託料が2,379万6,000円、それからJRの受託、これ切符の委託でございます……

（何事か声あり）

ゆっくりですね。済みません、ちょっと早口で申しわけなかったです。

JRの受託が268万8,000円、それからその他事業で1,267万4,000円の内訳ということになってございます。その他につきましては、例えば湯めぐりパスの販売収入で974万円、それから自動販売機の販売で151万円、イベント収入等で139万円という内訳になってございます。あと、放送事業分につきましては先ほどちょっと数字も言ったのですけれども、もう一回言いますが、広告収入については例えばCMとか、番組の制作委託だとか司会業だとかで399万9,258円計上しておりますけれども、受託事業としては町から施設管理で267万3,000円、それから放送業務で1,296万円、それから補助金についてはコミュニティFMの放送運営受託で994万4,327円という内訳になってございます。

以上でございます。

○7番（小松弘幸君） 了解しました。

○議長（猪狩一郎君） 高木議員。

○8番（高木直良君） 8番、高木です。2点ご質問します。49ページのアウトバウンド事業を基本的には今後受けない意向であるというふうに書かれておりますが、その主な理由についてお聞きいたします。

それから、2点目はその隣の50ページの放送事業の事業報告が書かれております。最初に書いてありますように、「聴くだけじゃない出るラジオ」というキャッチフレーズがありますが、およそでいいのですけれども、この出るラジオで町民あるいは外部の方も含めてなのですが、どの程度の方がこの放送に参加というか、あるいは自分でその番組を持つとかいう形でやられておりますけれども、どの程度の方がかかわっているか、およそで結構ですが、わかれば教えていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） 福村課長。

○商工観光課長（福村一広君） まず、49ページの説明になりますが、これにつきましてはちょっと数字的、これまでニセコ町リゾート観光協会立ち上げてから旅行業ということで例えばニセコ町の個人の旅行手配だとか、そういう発地型といいますか、そういうものも含めて全体として通してやってきましたけれども、旅行業態の大きな転換がありまして、例えば個人の方がインターネット等で常に手配できるような環境も整っておりますし、そういった中で売上げのほうも先細りが見えてきているという中で、基本的にはニセコ町のほうに来ていただいたものに対してアテンドするというか、そちらのほうでニセコ町に来ていただく方に対していろいろな形での支援をしていこうということで進めておりまして、基本的にはここに書いてあるとおり公共性を有する事業以外については着地型を中心に事業を進めていきたいという理由でございます。

それから、50ページのラジオの関係で、済みません、細かい人数把握していないので、ちょっと副町長のほうから説明するということですので、ただ番組で例えばラジオ番組だとかラジオ劇団だとか、そういうものをいろいろな形で取り組んでいたり、お客さんが来たらいろいろな形で放送に出させていただくという機会を設けているということでございまして、ちょっと詳しい内容については副町長のほうから説明をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） 林副町長。

○副町長（林 知己君） 高木議員の質問にお答えいたします。

私ラジオニセコの担当取締役を行っておりますので、私からご説明させていただきます。ご質問ありましたいろんな町民の方に出させていただいておりますけれども、いわゆるボランティアパーソナリティーの中でも継続して毎月出ますとか、随時出る方、例えばあそぶっくの方ですとか、有島記念館の方ですとか、駐在所の部長さんですとか、あと国際交流員ですとか、そういうきちっと決まって出る方が約20名ぐらいいらっしゃいます。そのほかに、いわゆるゲスト出演というような形で出演していただく方が年間150名から180名ぐらいいらっしゃいます。今も役場に入りました職員毎週継続して今出演しておりますけれども、また来月には転入教職員の皆さんにも出演していただきたいですし、議会議員の皆様にもご出演いただきたいということでまたお声がけさせていただきます。

ますので、よろしくお願ひしたいというふうに思ひます。

あと、それと先ほどアウトバウンドの関係、福村課長からご説明ありましたとおり、これまでもやってきましたが、いわゆるアウトバウンドについては収益率が非常に低い中で経費ばかりがかさむということで、出るより来てもらうほうに重きを置いていこうという形で進めておる状況でございます。

以上でございます。

○8番（高木直良君） はい、了解いたしました。ありがとうございます。

○議長（猪狩一郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終了します。

これにて報告済みといたします。

◎日程第10 報告第4号から日程第12 報告第6号

○議長（猪狩一郎君） 日程第10、報告第4号 ニセコ町情報公開条例運用状況の報告についての件から日程第12、報告第6号 平成30年度ニセコ町繰越明許費繰越計算書の報告についてまでの件3件を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、林知己君。

○副町長（林 知己君） それでは、日程第10、報告第4号 ニセコ町情報公開条例運用状況の報告についてでございます。

議案の64ページでございます。報告第4号 ニセコ町情報公開条例運用状況の報告について。

ニセコ町情報公開条例第42条の規定により、ニセコ町情報公開条例の平成30年度運用状況について、別紙のとおり報告する。

令和元年6月14日提出、ニセコ町長、片山健也。

65ページにお進みください。運用状況報告書でございます。1番の情報公開請求件数、処理件数、2件ございました。2番の請求内容ですが、1とともに平成30年4月26日請求で、ニセコ町文書管理条例が制定される過程及び制定後において同条例の制定に関して審議された内容が記載されたニセコ町議会（委員会を含む）における各会議録を公開しております。3番の不服申し立ての状況はございません。4番、審査会の状況ですけれども、情報公開審査会で審査する案件がなかったことから開催しておりません。

報告第4号については以上でございます。

続きまして、日程第11、報告第5号 ニセコ町個人情報保護条例運用状況の報告についてでございます。

議案の66ページでございます。報告第5号 ニセコ町個人情報保護条例運用状況の報告について。

ニセコ町個人情報保護条例第53条の規定により、ニセコ町個人情報保護条例の平成30年度運用状況について、別紙のとおり報告する。

令和元年6月14日提出、ニセコ町長、片山健也。

67ページにお進みください。報告書でございます。開示、訂正、是正の請求、それから不服申し立て、30年度はなしということで、近年これらの実績はない状況でございます。それから、5番目に目的外利用2件、外部提供ゼロ件ということで、内容はごらんとおりでございます。審査会の開催状況は、審査する案件がなかったことから開催しておりません。

報告第5号については以上でございます。

続きまして、日程第12、報告第6号 平成30年度ニセコ町繰越明許費繰越計算書の報告についてでございます。

議案の68ページでございます。報告第6号 平成30年度ニセコ町繰越明許費繰越計算書の報告について。

地方自治法第213条の規定により繰り越したので、同法施行令第146条第2項の規定により、別紙計算書のとおり報告する。

令和元年6月14日提出、ニセコ町長、片山健也。

こちらにつきましては、地方自治法に基づきまして、歳出予算の翌年度への繰り越しについて議決を得ている繰越明許費について翌年度5月31日までに繰越計算書を調製し、次の議会に報告するというものでございます。

事業名、金額等については69ページに記載のとおりでございますが、事業の詳細については3月定例会において説明させていただいております。なお、繰り越した事業についてですが、一般会計の担い手確保・経営基盤強化事業、経営体育成支援事業、畑作構造転換事業、綺羅乃湯改修事業については、国の補正予算による国庫補助の内示に応じた事業であり、平成30年度中に支出が終わらない事業であることから繰り越したものとなります。翌年度繰越額は、合計1億6,810万1,000円、財源内訳としては特定財源は農林水産業費の3つの事業については全て道支出金で6,910万1,000円、綺羅乃湯改修事業については国庫支出金が4,944万3,000円、地方債で4,940万円、一般財源で15万7,000円であります。

報告第6号に関する説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより報告第4号 ニセコ町情報公開条例運用状況の報告についての質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これにて報告済みといたします。

これより報告第5号 ニセコ町個人情報保護条例運用状況の報告についての質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これにて報告済みといたします。

これより報告第6号 平成30年度ニセコ町繰越明許費繰越計算書の報告についての質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これにて報告済みといたします。

◎日程第13 承認第1号から日程第18 承認第6号

○議長(猪狩一郎君) これより日程第13、承認第1号 専決処分した事件の承認について(平成30年度ニセコ町一般会計補正予算)の件から日程第18、承認第6号 専決処分した事件の承認について(令和元年度ニセコ町一般会計補正予算)の件まで6件を一括議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、林知己君。

○副町長(林 知己君) それでは、日程第13、承認第1号 専決処分した事件の承認について(平成30年度ニセコ町一般会計補正予算)でございます。

横長の厚い冊子をご用意いたします。専決処分した事件の承認についてでございます。承認第1号から第5号までは、平成30年度一般会計予算及び特別会計予算についてですけれども、決算に向けて大きな予算増減を整理し、収支見通しによる基金取り崩しの解消といった財源調整や、あるいは新たな基金の積み立てなどを行う最後の補正ということで、この補正後のものが平成30年度最終予算ということでございます。

最初に、今回専決処分いたしました平成30年度一般会計補正予算の全体像について説明をいたしますので、お配りしております補正予算資料の中でナンバー1と書いた資料がございますので、こちらをご用意いたします。こちらの5ページをごらんください。5ページは、一般会計補正予算の枠組みということで表をつけてございます。まず、歳入についてですが、税の決算収入見込みや交付金、国、道支出金、町債などの額の確定に合わせ予算の増減を行っております。これにより、特に今年度も町税が大きく増収になったことから相当額の一般財源が確保でき、財源として予定していました基金からの繰入金を約2億3,070万円減額しております。

次に、歳出についてですが、歳入において一般財源が大きく増額となったことなどから、将来の財政需要に備え各種基金への積み立てを計上しております。具体的には現庁舎側の外構工事を含めた庁舎整備に備え8,000万円、町債の償還財源を確保し、将来の安定した財政運営を行うため減債基金に1,620万円とその他新規寄附分となっております。このほか事業実績に基づき、公共事業や町補助金、他団体負担金などの減額を行っております。こちらは、歳入における国、道支出金、町債等とも連動した減額となっております。また、特別会計5会計の決算見込みにより特別会計の繰出金も減額補正しております。これらの実績に基づく予算額の整理、財源の調整、あるいは基金積み立

てを行った結果、歳入歳出それぞれ6,236万6,000円の減額補正となっております。

それでは、議案の説明をいたします。承認第1号 専決処分した事件の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり平成30年度ニセコ町一般会計補正予算の専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し承認を求めます。

令和元年6月14日提出、ニセコ町長、片山健也。

3ページには、平成31年3月31日付での専決処分書をつけてございます。

5ページにお進みください。平成30年度ニセコ町一般会計補正予算。

平成30年度ニセコ町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ6,236万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億1,497万6,000円とする。

2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成31年3月31日、ニセコ町長、片山健也。

議案の6ページから第1表、歳入歳出予算補正です。歳入が6ページから7ページ、歳出が8ページから9ページに載っております。

それから、10ページから15ページをこの後説明いたしますので、飛ばしていただきまして、16ページになります。歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳入を載せてございます。17ページの歳出をごらんください。歳出の合計の欄です。今回の補正額合計6,236万6,000円減額の財源内訳ですが、国、道支出金で4,664万9,000円減額、地方債では1,820万円の減額、その他特定財源では1億2,869万円の減額、一般財源では1億3,118万1,000円の増額という構成でございます。

それでは、歳出よりご説明いたしますので、44ページをお開きください。歳出の説明に入りますが、入札によります執行残や事業確定による執行残につきましては説明を省略させていただき、それ以外の理由により増減のある項目について説明をさせていただきますので、ご了承いただきたいというふうに思います。また、表一番右側の説明欄に記載のない予算科目については、表中央の欄、財源内訳の変更のみとなっております。歳入補正予算に伴う財源充当の変更のみとなりますので、こちらにつきましても詳しい説明を省略させていただき、財源調整として報告したいというふうに思います。この財源調整につきましては、例えば予算よりも多く収入が入ったものや、基金を繰り越ししなくてよくなったもの、中には収入が見込みより少なくなったものもありますが、そういった場合に活用する言葉としてご理解いただきたいというふうに思います。

歳出44ページになります。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の19節の北海道自治体情報システム協議会負担金では、給与システム移行にかかわる業務を一部自前で行ったことによる243万3,000円の減額となっております。

3目の交通安全費は、財源調整でございます。

4目の基金積立金では、社会福祉事業基金積立金及びふるさとづくり基金積立金については、3月定例会以降3月末までの新たな寄附分をそれぞれの基金に積み立てるものでございます。また、減債基金積立金は1,620万円の計上、庁舎整備基金は庁舎整備に備えるため庁舎建設基金積立金8,000万円の計上で、これにより基金残高は2億7,294万円となります。

別冊で補足資料と大きく書いた資料がございます。こちらの2ページをお開き願いたいというふうに思います。こちらの2ページに基金残高の推移について参考としてごらんいただきたいというふうに思います。ただいま説明いたしました基金の積み立てについてもこの表でご確認できるかというふうに思います。補足資料のページについては以上でございます。

続きまして、5目の文書広報費、19節のコミュニティFM放送事業運営費補助では、当初見込みより人員減によりまして92万4,000円の減額補正となっております。

6目企画費、13節のニセコ町応援企業交流連携支援業務委託料では、先方との日程及び参加者の調整が間に合わず、見送ったことにより50万円の減額補正でございます。

8目の自治創生費の8節報償費49万円の減及び45ページになりますが、12節役務費の48万4,000円減、13節委託料の地域公共交通最適化検討業務委託料868万7,000円の減、それと18節の備品購入費104万9,000円減につきましては、ローカルスマート交通構築事業の展開においてボランティアライドシェアの運行主体を地域みずからが担い実施する運びとなりましたが、地域の主体的な取り組みにおいて合意形成等に一定の時間を要すること、また行政として支援する側となったことから当初予定しておりました予算の執行がなかったことによる減額補正となっております。13節の委託料の、まず下段のほうでございますが、N I S E C O生活・モデル地区構築事業測量調査・開発行為等準備支援業務委託料では、事業構想策定作業に伴い測量調査の実施内容を見直したことによる348万8,000円の減額補正です。15節の工事請負費の中央倉庫群改修工事については、整地工事の箇所、内容の見直し及び落札減による85万7,000円の減額補正です。

45ページの12目財産管理費から20目の庁舎等整備費の13節委託料、15節工事請負費については入札執行残となっておりますけれども、18目の防災対策費の工事請負費の車庫設置工事につきましては、当初原子力防災対策交付金を活用して防災対策用広報車両の車庫を設置する予定でしたが、北海道胆振東部地震を踏まえて、充当事業を停電時における発電機や暖房機器などを優先的に配備する費用に振りかえたため、事業未執行に伴う150万9,000円の減額計上となっております。

一番下でございます。2項徴税費の46ページの一番上になりますが、2目の賦課徴収費については財源調整となっております。

47ページになります。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費において13節委託料の健康診断委託料は、受診実績の確定に伴う253万円の減。19節の地域活動支援センター運営事業費補助については、新規利用者がいなかったこと、また利用に伴う施設改修等の該当がなかったことにより150万円の減額でございます。20節扶助費については、受診実績の確定、扶助及び給付実績による減額となっております。28節の繰出金では、平成30年度国保会計において出産一時金及び後志広域連合共通事務費、町単独事務費が確定したことによる国民健康保険事業特別会計繰出金629万8,000円の減額です。

2目の老人福祉費、13節委託料の生きがい活動支援通所事業では、実績がなかったことによる減額となっております。19節の自治体情報システム協議会負担金では、システム導入に際し必要なものの精査を行い導入したことによる執行額63万4,000円の減額となっております。

3目の後期高齢者医療費の19節の後期高齢者医療給付費負担金では、北海道後期高齢者医療広域連合市町村療養給付費負担金額の確定による696万1,000円の減額、28節の繰出金では後期高齢者医療広域連合共通事務費経費分、町単独事務費分、保険基盤安定分の確定に伴いまして113万9,000円の減額でございます。

47ページの下段です。2項の児童福祉費、1目児童措置費、48ページになりますが、20節扶助費のこども医療費、児童手当は、支出実績による減額、2目の児童福祉施設費については、財源調整となっております。

49ページになります。4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費は、19節の俱知安厚生病院救急医療等体制整備補助では、当初見込んでいた補助金額の変更による59万4,000円の減額、28節繰出金では、簡易水道事業特別会計の歳出減額に伴う繰出金165万円の減額補正です。

2目の予防費、13節委託料では、各予防接種の接種者数が見込みよりも下回ったことによる減額となっております。20節の扶助費では、不妊治療及び不育症の治療扶助件数の実績がなかったことによる未執行147万5,000円の減額、3目の環境衛生費の合併処理浄化槽設置整備事業補助において、予算では17基の事業を見込んでおりましたが、工事の取りやめなどがあり、14基の実績となったことにより補助対象事業料が減少したため、執行残110万円の減額補正となっております。

2項清掃費、1目清掃総務費、13節委託料は、資源物の分別リサイクル推進事業委託料、内容を精査して実施したことにより74万2,000円の減額、2目の塵芥処理費は、財源調整となっております。

50ページになります。6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費は農地台帳システムにおいてバージョンアップの費用が次年度へ先送りになったことによる費用の減、また同システムのIDC移行、データセンターへの移行を予定しておりましたが、内容精査が必要なことにより取りやめとなったことによる60万5,000円の執行残分減額となっております。

3目農業振興費、19節の経営所得安定対策推進事業補助では、推進事業補助金、これは道の補助金ですが、減額割り当てになったことに伴う再生協議会への間接補助金30万2,000円の減額、青年就農給付金では、所得確認による減額給付者2件、事業満了、事業見送りによる2件分の減少により555万円の減額補正となります。

6目農地費の農業用水路等用地確定支援事業補助については、水利組合が農業用水路を継続的に使用するために必要な測量を支援する事業ですが、土地所有者が変更となり、本年度は中止となったため減額をいたします。事業としては、新年度において協議を継続いたします。

7目の水田農業振興費では、イエスクリーン米の低たんぱく米の俵数が天候不良等により当初の見込みによる減少による補助事業の執行残118万4,000円の減額の計上です。

11目の土づくり対策費の修繕料では、堆肥センターの小破修繕の減少により68万6,000円の減額補正となります。

2項林業費、1目林業振興費の有害鳥獣駆除対策事業補助のうち、資格取得事業が10件の予定で

7件の実績による減で6万円の減、有害鳥獣資材導入15件の予定でしたが、7件の導入により105万1,000円の減、合わせて111万1,000円の減額補正となります。

51ページ、未来につなぐ森づくり推進事業と2目町有林造成費、間伐事業委託料111万9,000円減については実施事業の減により減額補正でございます。

52ページになります。7款商工費、1項商工費、1目商工業振興費、19節ではにぎわいづくり起業家等サポート事業補助の申請者が3件の予算のところ2件の実績による100万円の減額、地域内消費普及拡大事業補助では、商工会のグルメマップ作成事業が道の地域づくり総合交付金の採択になったことによる町補助金57万円の減額、2目観光費19節の道の駅機能性魅力向上支援事業補助では、観光協会が予定しておりました経済産業省の物づくり事業補助が不採択となったため本年度は未執行とし、次年度実施としたことにより169万6,000円の減額補正でございます。

3目の消費生活推進費は、羊蹄地域消費相談体制運営負担金で、消費者行政活性化補助金が採択されたため、町の負担金66万円を減額補正をしております。

53ページ、8款土木費、2項道路橋梁費、2目道路維持費は、財源調整となっております。

3目除雪対策費では、入札執行残及び降雪量が少なかったことによる契約減額変更に伴い、町道等除雪委託料2,191万4,000円の減額となっております。

4目道路新設改良費は、財源調整です。

5目の橋梁維持費では、13節委託料、15節工事費では実績に伴う減額、6項下水道費、1目下水道整備費においては、公共下水道事業特別会計歳出の減額による繰入金304万2,000円を減額するものでございます。

7項の住宅費、1目住宅管理費は財源調整となっております。2目住宅管理費の15節工事請負費は入札執行残により542万5,000円の減額補正、3目住環境整備費は54ページになりますが、19節の住宅改修等支援補助及び環境負荷軽減モデル集合住宅整備事業補助は民間からの事業提案の実績がなかったことによる減額補正となっております。

55ページになります。9款1項1目消防費、19節で羊蹄山麓消防組合負担金、これは消防団費の団員報酬、費用弁償で99万3,000円減などによりまして合計131万7,000円の減額補正となっております。

56ページになります。10款教育費、1項教育総務費、4目教育諸費、14節のバス借り上げ料は運行実績減により314万4,000円の減額補正、2項小学校費及び3項中学校費では財源調整となっております。4項高等学校費、2目定時制高等学校管理費、15節の工事請負費のニセコ高校屋体耐震改修工事については事業費補正をした際に見積もった一部工事、床下の改修、配水管等が不要となったため703万1,000円の減額の計上でございます。

3目教育振興費は、各補助の実績による減額補正となっております。

4目寄宿舎管理費については、財源調整となっております。

57ページになります。5項幼児センター費、19節の広域保育所市町村負担金では、蘭越保育所に登園している子どもが途中退園したことによる105万円の減額補正、6項社会教育費と7項保健体育費については、財源調整となっております。

58ページの11款災害復旧費の農地等災害復旧単独事業補助では、補助の実績による58万6,000円の減額補正、59ページの12款公債費、1項公債費、1目元金については財源調整でございます。2目利子、23節の調査償還利子では平成29年度借入債について低利率で借り入れができたこと、また平成30年度借入債についても同様に低利かつ利率算入期間が短く借り入れができたことによる474万5,000円の減額補正となっております。

それでは、歳入のほうに行きますので、18ページをごらんください。歳入、18ページでございます。1款町税、1項町民税、1目個人、1節現年課税分6,143万7,000円の増。それから、2節滞納繰り越し分140万円の増で計上しております。前年度に引き続き、給与所得、営業所得、譲渡所得等が増加したことによる調定額の増や徴収率の増などによる増額となっております。

2目の法人、1節現年課税分5,360万円の増で計上しております。こちらも前年同様観光関連事業者や新幹線観光開発事業建設関係事業者、不動産関連事業者の法人税割、均等割の増額により増額の補正となっております。

2項1目固定資産税、1節現年課税分1,730万円の増。それから、2節の滞納繰り越し分70万円の増で計上しております。承継資産の増や新築家屋の増、種目変更による宅地の増などによる増額の補正となっております。

4項1目町たばこ税、1節現年課税分6,100万円の増で計上しております。増税の影響と売り上げ本数が前年度より微増したことによる増額の補正となっております。

(何事か声あり)

失礼いたしました。ただいま4項1目町たばこ税、1節現年課税分は610万円の増で計上しております。こちらは、増税の影響と売り上げ本数が前年度より微増したことによる増額の補正となっております。

5項1目入湯税、1節現年課税分1,430万円の増で計上しております。宿泊、日帰りの入湯客数がともに増加したことにより大幅な増額となっております。

20ページの2款地方譲与税から27ページまでの9款地方特例交付金までにおいては、各項目の額の確定による補正でございます。

28ページにお進みください。28ページ、10款地方交付税については、3,694万7,000円の増額補正で、特別交付税については、地域おこし協力隊や地域おこし企業人交流プログラムとして民間企業からの社員受け入れにかかわる対象経費の増などによるものでございます。

29ページ、12款分担金及び負担金、1項負担金、1目民生費負担金ではニセコこども館運営費負担金77万3,000円の減額、2目の教育費負担金において広域保育所入所市町村負担金では、63万8,000円の減額、幼児センターの一時預かり保育の利用回数増により一時保育料は41万1,000円の増額でございます。

30ページの13款使用料及び手数料の1項使用料、4目土木使用料の住宅使用料では、前年度ベースに基づき当初予算を見込んでおりましたが、使用実績の減少による歳入増により333万円の減額となっております。

5目教育使用料の有島記念館使用料では、入館者数の増加により51万8,000円の増額です。

2 項手数料、1 目総務手数料の地籍証明手数料では、実績により37万4,000円の増額です。

2 目民生手数料の在宅老人支援手数料では、実績により33万4,000円の減額です。

31ページになります。14款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目民生費国庫負担金では、保険基盤安定負担金の増額、障害者給付費及び児童手当負担金の給付実績により国庫負担金の減額となっております。

2 項国庫補助金、1 目総務費国庫補助金の地方創生推進交付金では、地域の交通最適化を目指したローカルスマート交通構築事業において、地域の自主的な助け合い交通を実施することによりシステム開発費用や備品購入費用などがなくなっただけでなく、453万3,000円の減額です。地方創生支援事業補助金は、SDGs 事業により市街地近郊の街区整備を行う事業ですが、測量範囲を縮小したことにより350万9,000円の減額です。

2 目の民生費国庫補助金の障害者地域生活支援事業費補助金では、補助対象事業量が減少したことによる115万3,000円の減額。

3 目衛生費国庫補助金、1 節保健衛生費補助金の循環型社会形成推進交付金では、合併浄化槽において17基の事業を見込んでおりましたが、14基の実施となったことによる47万1,000円の減額です。

次に、エネルギー・構造高度化・転換理解促進事業補助金では、事業実績の確定による62万1,000円の減額。

4 目の商工費の国庫補助金では、広域周遊観光促進地域の支援事業補助金の着手型旅行整備事業は実施者でありますニセコプロモーションボードに直接国から交付決定がおりたことによる318万6,000円の減額となっております。

32ページになります。5 目土木費国庫補助金の1 節道路橋梁費補助金、2 節住宅費補助金については、事業費確定に伴い社会資本整備総合交付金を減額補正するものです。

6 目教育費国庫補助金、1 節教育総務費補助金のコミュニティ・スクール導入促進事業補助金では、研修会に関する費用及びリーフレット印刷費用執行残により、補助対象経費が減額となったことによる16万6,000円の減額です。

4 節幼児センター費補助金の子育て支援対策事業費補助金では、一時預かり事業の利用者数がふえたことによる50万3,000円の増額です。

3 項委託金については、1 目総務費委託金では、中長期在留者居住地届出等事務委託金では、外国人の移動等に伴う14万4,000円の増額です。

33ページになります。15款道支出金、1 項道負担金、1 目民生費道負担金の1 節社会福祉費負担金では、負担金実績の確定に伴いまして道負担金149万5,000円の補正です。2 節児童手当負担金では、給付実績による道費負担金69万1,000円の減額。

2 項道補助金、1 目総務費道補助金では、土地開発基金から土地の引き渡しを行う際に予定しておりました水資源保全推進事業補助金に採択されなかったことによる55万円の減額補正となっております。

2 目の民生費道補助金及び3 目の衛生費道補助金では、交付決定額の確定による減額補正となっ

ております。

34ページになります。4目の農林水産業費道補助金、1節の農業費補助金については農業委員会等活動促進事業交付金は、実績に伴う追加配分による補助額確定により193万1,000円の増額補正です。経営所得安定対策推進事業補助金については、補助金対象経費が減少したことによる補助金30万2,000円の減額補正、青年就農給付金では青年就農給付金の実績に伴いまして555万円の減額、地域づくり交付金は実績による100万円の減となっております。2節の林業費補助金では、補助事業実施による事業量の減によりまして補助金額の減額となっております。

5目の商工費道補助金、1節商工費補助金においては、今年度も引き続き消費者行政活性化事業補助金の交付を受けることができたため、304万円の増額補正です。地域づくり交付金については、実績による80万円の減。

6目の教育費道補助金、2節幼児センター費補助金の子育て支援対策事業補助金については、一時預かり事業の利用者増による50万3,000円の増額補正、保育料軽減支援事業費補助金については、対象者が当初の予算より多かったことによりまして、31万9,000円の増額の補正。3節の社会教育費補助金の地域づくり交付金については、実績による20万円の減。

3項委託金、1目総務費委託金、35ページになりますが、2節の徴税费委託金では、個人町民税の増加に伴い道民税徴収取り扱い額も増加したことにより、当初予算に比べて76万3,000円の増額となっております。

36ページ、16款の財産収入では町有地の立木売払収入37万6,000円の増額の計上です。

37ページ、17款寄附金では、指定寄附金、ふるさとづくり寄附金、合わせて161万円の計上。

38ページの18款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金では、決算見込みにより基金繰り入れを全額する必要がなくなったことから、1億2,800万円の減額補正となっております。

4目公共施設整備基金繰入金においては、税收等の増額により一般財源が確保できたことから1億円の減額補正、5目の地域福祉基金繰入金においても同様に1,700万円取り崩さないこととしたことによる減額です。

8目の庁舎建設基金繰入金においては、庁舎建設における実施設計の事業費確定に伴い190万円の減額の補正。

2項特別会計繰入金、2目の国民健康保険事業特別会計繰入金では、国保会計の歳入歳出状況を勘案し、一般会計に繰り入れすることによる1,620万円の増額の補正。

39ページになります。19款1項1目繰越金では、前年度繰越金5,999万1,000円で、平成29年度から30年度へ実際に繰り越した1億5,430万3,000円に合わせた増額補正となります。

40ページは、20款諸収入、1項1目延滞金では、滞納者の収入実績増に伴いまして町税延滞金43万3,000円の増額となっております。

4項受託事業収入の2目後志広域連合受託収入では、受託実績が少なかったことによる196万4,000円の減額補正。

5項、4目雑入の4節、5節、11節については、利用実績による減額となっております。14節の備荒資金支消金では、財源調整により資金を支消する必要がなくなったことによる2,280万円の減額

補正となっております。23節の雑入では、事業実績額により増減でございますが、41ページのように地域広域消費生活相談窓口運営受託収入については、消費者行政活性化事業補助金が増額で決定されたことにより、334万8,000円の減額でございます。

42ページになります。21款町債において入札執行残など事業費の減額及び補助金等の特定財源の確定により、各事業債を借り入れ実績に合わせて減額補正するものでございます。

それでは、10ページにお戻りください。10ページの第2表、地方債補正でございます。今ほどの起債の関係で役場庁舎・防災センター整備事業以下14ページにかけての15件の事業については、おのおの左側、変更前に記載の限度額を減額して、右側の欄、変更後の記載の限度額にするものでございます。そのほか起債の利率等は変更ございません。それから、地方債については60ページも現在高に関する調書がありますので、後ほどごらんいただきたいというふうに思います。

承認第1号に関する提案理由の説明は以上でございます。

続きまして、日程第14、承認第2号 専決処分した事件の承認について（平成30年度ニセコ町国民健康保険事業特別会計補正予算）についてでございます。

61ページになります。承認第2号 専決処分した事件の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり平成30年度ニセコ町国民健康保険事業特別会計補正予算の専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し承認を求めます。

令和元年6月14日提出、ニセコ町長、片山健也。

63ページには、平成31年3月31日付での専決処分書をつけております。

次のページ、65ページでございます。平成30年度ニセコ町国民健康保険事業特別会計補正予算。

平成30年度ニセコ町の国民健康保険事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,771万7,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,341万7,000円とする。

2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成31年3月31日、ニセコ町長、片山健也。

次のページ、66ページ、67ページに、第1表、歳入歳出予算補正を掲載してございます。

68ページ、69ページ、補正予算事項別明細書の総括でございます。69ページの歳出のほうをごらんください。今回の補正額1,771万7,000円増額の財源内訳については、その他で629万8,000円の減額、一般財源で2,401万5,000円の増額ということでございます。

それでは、74ページ、歳出をごらんください。74ページ、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、19節の北海道自治体情報システム協議会負担金では、後志広域連合にて一括契約したことによる町負担分の未執行により13万円の減額です。28節の繰出金では、国民健康保険事業特別会計繰出金1,620万円増額については、国保会計の歳入歳出状況を勘案し、一般会計へ繰り出しすることによる増額補正となっております。

2目後志広域連合負担金は、療養給付費と実績額の確定による執行残1,428万円の減額となっております。

ります。

75ページは、3款基金積立金については、国保会計の歳入歳出状況を勘案し、基金へ積み立てることによる基金積立金1,628万2,000円の増額補正でございます。

76ページ、5款予備費については実績による35万5,000円の減額補正です。

歳入の説明をいたしますので、70ページをお開きください。70ページ、歳入でございます。1款1項国民健康保険税の1目一般被保険者国民健康保険税では、1節の医療給付費分現年課税分753万3,000円の増から6節の介護納付費分滞納繰り越し分18万2,000円の増まで収納額確定により計上しております。調定額は減少しておりますが、徴収実績により増額計上となっております。

次に、2目の退職被保険者等国民健康保険税においては、1節から3節において減額で計上しております。退職者医療制度は、平成27年3月末で廃止されており、この時点で制度の対象となっていた方が65歳になると一般被保険者となるため254万5,000円実績の減額となっております。

71ページになります。4款繰入金については、保険基盤安定繰入金、保険税の軽減分と保険税の支援分については増額、出産育児一時金等繰入金については、確定によりまして310万2,000円の減額の計上、財政安定化支援事業の繰入金及び事務費繰入金についても減額によりまして一般会計繰入金については合わせて629万8,000円の減額補正となっております。

72ページになります。4款繰越金では、平成29年度会計が確定したことによる前年度繰越金76万5,000円の増額の補正です。

73ページ、5款諸収入については、1項1目一般被保険者延滞金で、実績により保険税延滞金（一般分）として55万6,000円の増額の計上です。

3項1目雑入の後志広域連合過年度の精算還付金では、平成29年度後志広域連合分賦金、これは医療分になりますが、その精算で還付金が生じたことによる1,561万4,000円の増額となっております。

承認第2号に関する説明は以上でございます。

続きまして、日程第15、承認第3号 専決処分した事件の承認について（平成30年度ニセコ町後期高齢者医療特別会計補正予算）についてでございます。

議案77ページでございます。承認第3号 専決処分した事件の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり平成30年度ニセコ町後期高齢者医療特別会計補正予算の専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し承認を求めます。

令和元年6月14日提出、ニセコ町長、片山健也。

79ページは、平成31年3月31日付での専決処分でございます。

81ページになります。平成30年度ニセコ町後期高齢者医療特別会計補正予算。

平成30年度ニセコ町の後期高齢者医療特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ366万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,443万6,000円とする。

2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の

金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成31年3月31日、ニセコ町長、片山健也。

82ページから83ページは、第1表、歳入歳出予算補正でございます。

めくっていただきまして、84ページから補正予算事項別明細書の総括でございます。85ページに歳出がございます。今回の補正額合計366万4,000円減額の内訳については、その他財源で113万9,000円減額、一般財源で252万5,000円の減額でございます。

歳出より説明をいたします。88ページをごらんください。88ページ、1款総務費、2項、1目徴収費において、口座振替手数料は実績による減額補正です。

89ページ、2款後期高齢者医療広域連合納付金は、北海道後期高齢者医療広域連合負担金について、負担金額の確定に伴いまして356万5,000円の減額です。

それでは、86ページ、歳入でございます。86ページ、1款後期高齢者医療保険料において、1目の特別徴収保険料及び2目の普通徴収保険料については減額となっております。

87ページ、3款繰入金において、1目事務費繰入金及び2目の保険基盤安定繰入金について額の確定による減額となっております。

承認第3号に関する提案理由の説明は以上でございます。

続きまして、日程第16、承認第4号 専決処分した事件の承認について（平成30年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算）についてでございます。

議案では91ページでございます。承認第4号 専決処分した事件の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり平成30年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算の専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し承認を求めます。

令和元年6月14日提出、ニセコ町長、片山健也。

93ページは、31年3月31日付での専決処分書でございます。

95ページになります。平成30年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算。

平成30年度ニセコ町の簡易水道事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ308万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,474万5,000円とする。

2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は「第2表 地方債補正」による。

平成31年3月31日、ニセコ町長、片山健也。

次のページ、96ページから97ページは、第1表、歳入歳出予算補正でございます。

98、99ページは飛ばしていただき、100ページからは補正予算事項別明細書の総括でございます。101ページの歳出のほうをごらんください。今回の補正額合計308万1,000円減額の財源内訳については、地方債で180万円の減額、一般財源では128万1,000円の減額ということでございます。

歳出のほうから説明いたしますので、105ページをお開きください。2款管理費、1項1目維持管理費、16節の原材料費については、予定しておりました建築件数が減となり、新設用の揚水機の設置件数の減及び揚水機取りかえ工事のメーターボックス設置数量の減によりまして34万5,000円の減額補正となっております。

106ページになります。3款建設改良費では、13節委託料、15節工事請負費の簡易水道市街地区(元町)の概略検討業務委託料については、入札執行残による減額です。曾我地区簡易水道配水管移設工事については、設計精査及び入札執行残による118万8,000円の減額補正となっております。

107ページ、4款公債費では、町債償還の貸付利率が当初予定より低かったことによる執行残89万円の減額です。

108ページ、5款予備費では、実績による24万1,000円の減額。

続いて、歳入の説明をいたしますので、102ページをごらんください。歳入、102ページ、2款繰入金について、簡易水道事業特別会計の歳出減額に伴う一般会計繰入金165万円の減額補正です。

103ページ、3款繰越金では、前年度繰越金36万9,000円の増額の補正。

104ページになります。5款町債では、簡易水道事業債においては、移設整備事業は曾我地区の配水管の更新事業費の確定による減額補正、配水管布設事業については、市街地区配水管布設事業費の確定に伴う町債の減額で、合わせて180万円の減となっております。

98ページにお戻りください。98ページは、第2表、地方債補正でございます。今ほどの起債の関係で、左側、変更前に起債の限度額1,040万円を180万円減額して、右側の欄、変更後の起債の限度額860万円にするものでございます。そのほか起債の利率等は変更ございません。それから、地方債については、109ページにも現在高に関する調書がありますので、後ほどごらんいただきたいというふうに思います。

承認第4号に関する説明は以上でございます。

続きまして、日程第17、承認第5号 専決処分した事件の承認について(平成30年度ニセコ町公共下水道事業特別会計補正予算)についてでございます。

議案111ページになります。専決処分した事件の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり平成30年度ニセコ町公共下水道事業特別会計補正予算の専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し承認を求めます。

令和元年6月14日提出、ニセコ町長、片山健也。

113ページは、平成31年3月31日付での専決処分書でございます。

115ページになります。平成30年度ニセコ町公共下水道事業特別会計補正予算。

平成30年度ニセコ町の公共下水道事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ264万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,706万7,000円とする。

2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成31年3月31日、ニセコ町長、片山健也。

次のページをごらんください。116、117と第1表、歳入歳出予算補正でございます。

めくっていただきまして、118ページから補正予算の事項別明細書の総括が記載してございます。119ページ、歳出、今回の補正額の合計264万5,000円減額について、全て一般財源の減額でございます。

122ページの歳出をごらんください。122ページ、2款管理費、1項1目維持管理費、13節の委託料では、入札残による67万4,000円の減額補正です。

123ページは、3款1項1目建設改良費、15節工事請負費の公共下水道汚水枡設置工事は、当初予定した建築物が建築主の都合で中止となり、下水道公共枡設置をやめたため執行残による83万8,000円の減額補正でございます。

124ページは、4款公債費の町債償還利子については、町債償還の貸付利率が当初予定見込みより低かったことによる72万1,000円の減額でございます。

125ページの5款予備費は、執行残41万2,000円の減額でございます。

続きまして、120ページ、歳入でございます。120ページ、4款繰入金の一般会計繰入金については、公共下水道事業特別会計の歳出減額に伴う繰入金304万2,000円の減額補正でございます。

121ページ、5款繰越金では、前年度繰越金39万7,000円増額の補正でございます。

承認第1号から第5号の説明は以上でございますが、専決処分しました平成30年度補正予算に係ります各会計総括表及び一般会計、各特別会計の歳入及び歳出の内訳、補正予算の枠組みにつきましては、別冊の補正予算資料ナンバー1のほうに記載してございますので、ごらんいただきたいというふうに思います。

続きまして、日程第18、承認第6号 専決処分した事件の承認について（令和元年度ニセコ町一般会計補正予算）でございます。

127ページになります。承認第6号 専決処分した事件の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり令和元年度ニセコ町一般会計補正予算の専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し承認を求めます。

令和元年6月14日提出、ニセコ町長、片山健也。

129ページは、令和元年5月10日付での専決処分書でございます。

131ページになります。令和元年度ニセコ町一般会計補正予算。

令和元年度ニセコ町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ49万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54億2,223万7,000円とする。

2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年5月10日、ニセコ町長、片山健也。

132ページと133ページ、第1表、歳入歳出予算補正でございます。

134ページからは、補正予算の事項別明細書の総括でございまして、135ページに歳出がござい
ます。今回の補正額の合計49万円の増額については、全て一般財源でございます。

137ページの歳出をごらんください。7款商工費、1項商工費、2目観光費、11節需用費の修繕料
では、49万円の計上です。商工観光課所管のワゴンタイプの公用車について、令和元年5月9日に
車検整備を行い、排気管、スライドドア、エアコン、バックモニター等に異常や損傷が見られ、早
急に対応する必要が生じたことから修理に要する費用の増額補正でございます。

歳入は、136ページでございます。20款1項1目繰越金、1節前年度繰越金において歳入歳出予算
の収支均衡を図るため49万円の計上でございます。

説明は以上でございますが、専決処分いたしました令和元年度の補正予算に係る各会計の総括表
並びに一般会計各特別会計の歳入及び歳出の内訳、補正予算の枠組みにつきましては、別冊の補正
予算資料のナンバー2のほうに記載してございますので、ごらんいただきたいというふうに思いま
す。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、議事の都合により午後3時まで休憩いたします。

休憩 午後 2時40分

再開 午後 3時00分

○議長（猪狩一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより承認第1号 専決処分した事件の承認について(平成30年度ニセコ町一般会計補正予算)
の質疑に入ります。質疑はありますか。

高木君。

○8番（高木直良君） 8番、高木です。2点お聞きします。ページでいうと45ページです。

この45ページの2行目の委託料の中の地域公共交通最適化検討業務委託料、これ先ほどの説明で
ライドシェアを請け負った事業者がやるべきところが地域で行うということによる減額というふう
にお聞きしました。これは、今後そのライドシェアはどのような形でテストなり、あるいは本格実
施なり進んでいくのかということをお尋ねしたいと思います。

それから、2点目は同じ委託料の中のニセコ生活モデル地区工事事業の測量調査、先ほど別のと
ころで、収入のところでは測量面積を小さくしたと、縮小したというふうに説明されたと思うので
すが、その縮小した理由についてお聞きしたいと思います。

以上、2点です。

○議長（猪狩一郎君） 山本課長。

○企画環境課長（山本契太君） それでは、地域公共交通最適化検討業務委託の関係で、ライドシ
ェアの今後ということですが、平成30年度においては子どもたちのその山へ行くスキーバス
という部分についての試験運行という形では実施はしているのですが、ライドシェア部分について

は実施をしなかったということでございまして減額をしているのですが、町内の1地区においていろいろライドシェアの実施についての検討をさせていただいた結果、町内会が主体となってこのライドシェアについて、いわゆる今地元町内では助け合い交通と呼んでいます、それを実施することになりまして、冬場開催からのスタートはなかなか難しいということでこの春から小さくではありますが、スタートを始めたという状況でございます。これについては、まだ始めたばかりでそれほどたくさんの実績があるというわけではございませんけれども、これから地元が主体となって実施するというところでございまして、役場のほうも後方支援を続けてまいりたいと考えております。この試験運行について、ある程度状況が見えてきましたら、うまくいけばその横展開を含めてほかの地域にも展開できればと現在考えているところということでございます。

それから、その下のモデル地区の街区整備の関係でということなのですが、もともと今想定をしているのは1から4工区で考えておりまして、測量できましたら全体やろうと思っていたわけですが、いろいろな話し合いの結果から、まず第1工区の部分について簡易の測量をしましょうということで検討の過程でそのように決めたということで、第1工区のみを測量を行ったということでございまして、それでこの金額の減額になっているということでございます。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） 篠原君。

○1番（篠原正男君） 1番、篠原です。最初に、49ページの2目の予防費、20節の扶助費、不妊不育治療費扶助、説明では実績がなかったことによる減額ということでございましたが、いわゆる町民に対する周知の方法はどのように行ったのか、それとまたもう一方で不妊不育に当たっては他に知られたくないという強い意志も持たれている方も多いというふうに伺っております。それで、いわゆる一方では周知をしつつ、一方ではその個人の情報をしっかり管理してあげると、守ってあげると、そういう体制がやっぱり大変重要なことだろうというふうに思います。その体制は、どのように組まれているのか、この2点をお伺いいたします。

それと、もう一点は56ページ、ちょっと聞き逃したのかと思いますが、4目の寄宿舎管理費において、その他財源が375万円減額になって、町の一般財源に振り分けられているということですが、この原因はどこにあるのかというのをちょっとお伺いしたい。単純に寄宿生の減ということなのかどうかお伺いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 桜井課長。

○保健福祉課長（桜井幸則君） それでは、まず篠原議員の不妊不育治療扶助の中身についてご説明したいと思います。よろしくお伺いいたします。

まず、不妊治療の部分でございますが、ご承知かと思うのですが、これは体外受精ですとか、あと顕微鏡による受精を実施することによって妊娠を促すという制度のものでございます。それと、もう一つ不育につきましては、これは妊娠はするのだけれども、死産ですとか流産をすることによって子どもが持てないというところのものに対する制度でございます。

それで、ご質問の、まず周知の部分についてですけれども、こちら保健福祉課のほうにご相談という形、あるいは妊娠に至った場合には母子手帳の取得などに来るということで、基本的には窓口

での対応になります。窓口で保健師がこれらの状況に応じた内容を把握した上で、個別に対応を行うというようところが現在の対応となっております。なので、この情報が外部に漏れるというような仕組みにはなっていないというつくりになっているかと思われま

以上です。

○議長（猪狩一郎君） 前原課長。

○学校教育課長（前原功治君） 寄宿舍管理費のところでございますけれども、特段何か人が減ったからとか、そういうことというより財源の内訳の変更というところで基金の繰入金、あと若干寄宿舍の利用負担金も減っているというところを整理をさせていただいて財源調整をしているというところでございます。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） 篠原議員。

○1番（篠原正男君） 不妊不育に関してもう一度お伺いいたします。

周知の方法については、窓口で来られた対象といますか、また対応については個別具体に対応しているということで、それ以外に「もっと知りたいことしの仕事」の中身を見てみればわかるだろうということではなくて、町として、担当としてもっとしっかりと何か周知するということが私は必要ではないのかなというふうに思っておりまして、今質問をした次第です。

それと、個人に対する個人情報の保護に関しては当然窓口に来られたときに一般町民の方とは接し得ないような状況をつくり、あらかじめつくっておくですとか、相当のやっぱり配慮をして対応をする必要もあるのではないかなというふうに思っておりまして、その辺もし具体的にわかれば教えてください。

○議長（猪狩一郎君） 桜井課長。

○保健福祉課長（桜井幸則君） 今のご質問にお答えします。

まず、一般町民に対しての周知という部分につきましては、ちょっと説明不足でした。「もっと知りたいことしの仕事」に予算の計上とともにこういう制度があるという周知に努めているというところでございます。

それと、窓口での、いわゆる個人情報のなところの対応でございますけれども、基本は保健福祉課窓口カウンターでの対応が一般的な業務ですけれども、もちろん個別の部分につきましては保健室を利用するですとか、あるいは場合によっては電話等で保健師等がそれぞれの家庭に訪問するですとかといったような対応をしておりますところで、今のところその部分に対してはできる限り個別の対応ができるような体制をとるというふうなことで考えてございます。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） 篠原議員。

○1番（篠原正男君） 今くどいようになりますけれども、お話を伺っている限りでは、「もっと知りたいことしの仕事」でことし1年間の役場の仕事ができるだろうと、そういう姿勢に私は受けとめざるを得ない。ではなくて、もう少しきめ細かく対象者に対して、もしくは対象と思われる方々に対してしっかりとお知らせをするという姿勢も一つ大事なのではないかなというふうに思っ

おりまして、その辺をもうちょっと工夫されたいかがでしようかというふうに思います。

それとまたもう一点では、個別事案がないから、その対応についてはおよそこういう形でというようなことではなくて、事業を行うのであれば結果来ることを前提に、あることを前提に個別事案に対してどう取り組むかという、いわゆる指導マニュアルみたいなものをつくって多用すべきではないのでしょうか。そうでないと実際に現場で混乱することもあり、万が一不愉快な思いもされる場合もあるかもしれない。その辺の徹底というのはなぜされていないのか、その辺ちょっと疑問に思うのですが、再度お伺いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 林副町長。

○副町長（林 知己君） いろいろご指摘いただき、ありがとうございます。

この問題、対象者については非常に切実な問題だと思います。この辺の周知の方法等、今ご指摘いただいた部分含めまして周知の方法等、また今後の進め方につきまして一回しっかりと検討してみたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 篠原君。

○1番（篠原正男君） 今回のその質問に関してなのですが、やはりこれはニセコ町として私はすごくいい仕事をされているというふうに思っております、せっかくだいいい制度があるのに制度を知らない、もしくは制度がわからなかったり、それから対応の悪さによって不快な思いをされたりというようなことがないように万全を期して行っていただきたいという趣旨で質問をさせていただきました。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） 木下君。

○2番（木下裕三君） 2番、木下です。50ページの一番下段なのですが、有害鳥獣駆除対策事業補助に関してなのですが、この減額のところの理由、ちょっと僕も細かく、聞き漏らしたかもしれないのですが、わなの数の減などもあるというふうに聞きましたが、今有害鳥獣被害がふえている中で、ふえることはあっても減るというのがどうもちょっとよく理由的なところはわからないので、そこをちょっと詳しくご説明いただきたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 中川課長。

○農政課長（中川博視君） 木下議員のご質問にお答えします。

資材に関しましては、今回この補助事業3カ年目で毎年ずつと行われていて、本年度個人で10万円までの部分で15件で150万円という形で予算を組ませていただいております。本年度3カ年目でありまして、7件の募集で実質44万9,000円、多少端数はありますが、その金額の補助金の支出をしております。内訳としては、電木が6件、あと爆音機が1台という形の部分での補助部分が出ております。本年度も継続して実施している案件なので、その部分に関しましては今後も継続して有害鳥獣の駆除の部分は対応していきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） 木下議員。

○2番（木下裕三君） 済みません、ちょっと僕もよく理解が至らなかったのですが、そこまで申

請が多くなかったというふうな理解で、減額の理由です、ということによろしかったのでしょうか。

○議長（猪狩一郎君） 中川課長。

○農政課長（中川博視君） そうです。本年度に関しては大分浸透してきたのか、補助金の申請が余り多くなかったというふうに判断しております。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） そのほかありませんか。ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終了します。

本件については討論を省略します。

お諮りします。本件は、承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、承認第1号 専決処分した事件の承認について（平成30年度ニセコ町一般会計補正予算）の件は、承認することに決しました。

これより承認第2号 専決処分した事件の承認について（平成30年度ニセコ町国民健康保険事業特別会計補正予算）の質疑に入ります。質疑はありますか。

高木議員。

○8番（高木直良君） 今回、国民健康保険税が700万円ほどふえるということなのですが、その主たる理由についてお尋ねいたします。

○議長（猪狩一郎君） 芳賀課長。

○税務課長（芳賀善範君） 私のほうから税の増額理由ということでご説明させていただきます。

調定額といまして、実際の課税する額というもの自体は減ってはいるのですが、徴収実績等もございまして増額という形で、予算よりは増額になったということで計上してございます。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） 高木議員。

○8番（高木直良君） それは、掛けている方というか、国民健康保険に加入している方が、人数がふえたという意味でしょうか。

○議長（猪狩一郎君） 芳賀課長。

○税務課長（芳賀善範君） 人数的にはそんなに変わらないのですが、賦課の率ですとか、そういうものが平成30年度変わってきておりますので、そこら辺調定額が変わっているということで、人数だけの要因ではないということでご説明させていただきます。

○議長（猪狩一郎君） よろしいですか。

○8番（高木直良君） 制度的なものが要因であるということで理解してよろしいのですか。制度というか、その交付金のあり方が変わってということでしょうか。

○議長（猪狩一郎君） 芳賀課長。

○税務課長（芳賀善範君） 済みません、説明がきちんとできません。国民健康保険税算定する

のには均等割、平等割、それから資産割、所得割というふうにあるのですけれども、その税率の部分はかなり改正していきまして、平成30年度、令和元年度もそうなのですけれども、資産割の部分を少し下げているような状況で、全体の調定額が減ってきております。そういう部分がありますので、全体額としてちょっと減ってきているというようなことが一番大きな要因かなと思っています。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終了します。

本件についても討論を省略します。

お諮りします。本件は、承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、承認第2号 専決処分した事件の承認について（平成30年度ニセコ町国民健康保険事業特別会計補正予算）の件は、承認することに決しました。

これより承認第3号 専決処分した事件の承認について（平成30年度ニセコ町後期高齢者医療特別会計補正予算）の質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

本件についても討論を省略します。

お諮りします。本件は、承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、承認第3号 専決処分した事件の承認について（平成30年度ニセコ町後期高齢者医療特別会計補正予算）の件は、承認することに決しました。

これより承認第4号 専決処分した事件の承認について（平成30年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算）の質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

本件についても討論を省略します。

お諮りします。本件は、承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、承認第4号 専決処分した事件の承認について（平成30年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算）の件は、承認することに決しました。

これより承認第5号 専決処分した事件の承認について（平成30年度ニセコ町公共下水道事業特別会計補正予算）の質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

本件についても討論を省略します。

お諮りします。本件は、承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、承認第5号 専決処分した事件の承認について（平成30年度ニセコ町公共下水道事業特別会計補正予算）の件は、承認することに決しました。

これより承認第6号 専決処分した事件の承認について（令和元年度ニセコ町一般会計補正予算）の質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

本件についても討論を省略します。

お諮りします。本件は、承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、承認第6号 専決処分した事件の承認について（令和元年度ニセコ町一般会計補正予算）の件は、承認することに決しました。

◎日程第19 諮問第1号

○議長（猪狩一郎君） 日程第19、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についての件を議題とします。

提出者側から提案理由の説明を求めます。

副町長、林知己君。

○副町長（林 知己君） それでは、日程第19、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてご説明いたします。

議案の70ページをお開きください。諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について。

人権擁護委員法第6条第3項の規定により、下記の者を人権擁護委員の候補者に推薦したいので、議会の議決を求める。

記、住所、虻田郡ニセコ町、氏名、大野道雄。令和元年6月14日提出、ニセコ町長、片山健也。

大野さんの略歴につきましては、71ページをごらんいただきたいと思います。

人権擁護委員につきましては、国民の基本的人権が侵害されることのないよう監視し、もしこれ

が侵害された場合にはその救済のため速やかに適切な処置をするとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることをその使命とする公職でございます。現在ニセコ町に置かれています人権擁護委員2名中、大野委員がことし9月いっぱい任期が満了となることから、法務大臣の委嘱に当たり町長が候補者を法務局に推薦するに当たり議会の同意が必要となります。大野さんは、これまで1期同委員の任務をしっかりと果たされていることから、2期目の再任同意を求めるものでございます。

諮問第1号に関する説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより諮問第1号の質疑に入ります。質疑ありませんか。

斉藤議員。

○5番（斉藤うめ子君） 5番、斉藤うめ子です。人権擁護委員に推薦される、今副町長から説明がありましたけれども、これをしてはいけないという理由というのは、どういう理由があるのか伺いたいと思います。人権擁護委員になることはできないという理由があれば伺いたいと思います。その理由です、逆に……再度同じことを聞いて済みません。人権擁護委員になることはできない条件というのは、どういうのがあるのか伺ってもよろしいでしょうか。

○議長（猪狩一郎君） 少々お待ちください。

中村課長。

○町民生活課長（中村正人君） 斉藤議員のご質問にお答えいたします。

人権擁護委員法の中で禁治産者及び準禁治産者、そのほかに人権の侵犯に当たる犯罪行為のあった者はなれないということになっております。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） 斉藤議員。

○5番（斉藤うめ子君） 今中村課長から説明がありましたけれども、それだけでしょうか。私がちょっと調べた内容では、人権擁護委員がこれに該当することになったときは解職することができるという条件の中に、職務上の義務に違反し、または職務を怠った場合、それからほかにもありますけれども、人権擁護委員たるにふさわしくない行為があった場合というのはあるのですけれども、それについては例えば具体的にはどういうことを、非常にちょっと質問の仕方が抽象で申しわけないのですけれども、伺いたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 林副町長。

○副町長（林 知己君） 斉藤議員のご質問の答えになるかどうかわかりませんが、今回町として提案するにつきましては、今回大野さんにつきましては識見が高く、長く行政に携わっていたため社会一般の実情に精通して町の実情ですとか、地域とのつながりを重んじて活動をしていただいておりますので、その使命を果たす責務の認識を強く持っている方ということから適任と考え推薦をさせていただこうということで議会提案をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（猪狩一郎君） よろしいですか。

○5番（斉藤うめ子君） 解答は解答として受け取りました。

○議長（猪狩一郎君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終了します。

本件について討論はありませんか。

斉藤議員。

○5番（斉藤うめ子君） これは、私はこの推薦に同意できないということで討論をさせていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

○議長（猪狩一郎君） はい。

○5番（斉藤うめ子君） ここでよろしいですか。

○議長（猪狩一郎君） 反対討論ですね。

○5番（斉藤うめ子君） はい、そうです。

○議長（猪狩一郎君） 斉藤議員。

演壇のほうへ。

○5番（斉藤うめ子君） 私は、今回の人権擁護委員候補者の推薦に当たって、大野道雄さんを候補者に推薦することに同意できません。その理由は、大野道雄さんは議会事務局長をしていた2012年7月4日17時20分から30分ごろですけれども、明らかに大量に飲食した議員が車を運転して帰るところをとめるように説得することなく、そのまま笑顔で見送っていたということがあります。

この日は、前日の4月3日から北海道町村議員研修会が札幌のコンベンションセンターで開催され、当日3日の夜は札幌のすすきのに1泊、翌日の4日は宿舎のホテルを9時15分ごろバスで出発しました。10時からアサヒビール工場を見学し、見学の後30分間ビール飲み放題ということがありまして、朝からジョッキを3杯以上は飲む議員もおりました。その後、11時30分からビール工場に隣接する日本料理店で会食し、またそこで大ジョッキのビールが提供されました。全員が飲んだかどうかはわかりませんが、ビールが出ました。その後バスで移動して、12時40分にバスが道庁に到着して道庁内を見学しました。1時30分から15時まで道庁の委員会の傍聴の予定でしたが、委員会が2時間近くおくれて傍聴はなりませんでした。そして、15時に札幌を立って、ニセコ町役場に17時7分ごろ到着し、議員はそれぞれ解散していきました。そのときに議員さんたち皆さんビールはそれなりに召し上がっていたと思います。三々五々帰られました。

その際に大変おくれて一人の議員が自分の乗用車を運転して帰るところでした。私は、これだけ大量のビールを飲んで、そのバスの中でも非常に体調が飲み過ぎで余りよくない様子でしたけれども、到着してからその後自分で運転して帰るところでした。それを見て私は大変驚きましたけれども、事務局長はその飲酒の一部始終を見ておりました。大野事務局長は、その車に寄り添いながら笑顔でそれを見送っていました。私は、本来なら運転をやめるように働きかけるのが議会事務局長の本来の務めであり、責任ではないかと思いました。しかしながら、そのようなことは全くありませんでした。議会の事務局長が本当に議会のことを思い、議員のことを身を案ずるならば、飲酒運転による事故が起こりかねないような状態の中でそれをとめることをしなかったことは、私は大変

驚きに思っておりました。

繰り返しになりますけれども、そのときに一切とめることなく談笑して、そして見送っております。私は、議会事務局長としては絶対にすべきことではないと思います。こういうことがあった方を人権擁護委員会に推薦することは、私は納得いきません。同意することはできません。飲酒運転は大きな犯罪です。議会は、それを確認した上で推薦の判断を下していただきたいと思います。もしこの事実を認めず、議会が大野さんを人権擁護委員に推薦するとしたら、ニセコ町議会そのものの信頼性が疑われることになるのではないかと私は思います。飲酒運転が法で禁じられていることは誰でも知っていると思います。以上の理由によって、私は大野さんが人権擁護委員にふさわしいとは同意できません。その職務にふさわしい人権擁護委員をニセコ町は推薦していただきたいと思います。

以上です。

- 議長（猪狩一郎君） 篠原議員。
- 1番（篠原正男君） 暫時休憩をお願いします。
- 議長（猪狩一郎君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時36分

再開 午後 3時58分

- 議長（猪狩一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎会議時間の延長

- 議長（猪狩一郎君） 本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

◎日程第19 諮問第1号（続行）

- 議長（猪狩一郎君） 先ほどの案件は事実関係を調査したいと思いますので、きょうの採決を中断し、最終日に延ばし、次の議案に進みたいと思いますので、皆様にお諮りします。

諮問第1号は、採決を最終日に延ばし、その間に事実関係を確認することによろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

◎日程第20 議案第1号から日程第23 議案第4号

- 議長（猪狩一郎君） 日程第20、議案第1号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更することの協議についての件から日程第23、議案第4号 請負契約の締結について（近藤小学校屋内体育館大規模改修工事（建築主体工事））ですけれども、までの4件を一括議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、林知己君。

○副町長（林 知己君） それでは、日程第20、議案第1号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更することの協議について説明をいたします。

議案の72ページになります。議案第1号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を改正することの協議について。

地方自治法第286条第1項の規定により、関係組織団体との協議に基づき、別紙のとおり規約を変更したいので、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和元年6月14日提出、ニセコ町長、片山健也。

73ページをお開きください。下段の提案理由についてですが、読み上げます。提案理由、平成30年3月31日をもって十勝環境複合事務組合が、平成31年3月31日をもって池北三町行政事務組合、日高地区交通災害共済組合及び北空知葬斎組合が解散し、北海道町村議会議員公務災害補償等組合から脱退したことに伴い、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約別表第1を改めることについて協議するため、本規約を提出するものであります。

それでは、規約の一部を変更する規約ですが、別冊の新旧対照表をごらんください。横長の新旧対照表になります。新旧対照表の1ページになります。左側が現行で、右側が改正後の案となります。

規約の一部を変更する規約ですが、ただいま提案理由によりご説明したとおり、別表第1中池北三町行政事務組合、日高地区交通災害共済組合十勝環境複合事務組合及び北空知葬斎組合を削ります。

議案の73ページに戻っていただきまして、附則といたしまして、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行となります。

議案第1号に関する説明は以上でございます。

続きまして、日程第21、議案第2号 北海道市町村職員退職手当組合規約の一部を変更することの協議について説明をいたします。

議案の74ページでございます。議案第2号 北海道市町村職員退職手当組合規約の一部を変更することの協議について。

地方自治法第286条第1項の規定により、関係組織団体との協議に基づき、別紙のとおり規約を変更したいので、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和元年6月14日提出、ニセコ町長、片山健也。

こちら、対照表によってご確認をお願いしたいというふうに思います。対照表2ページでございます。

2ページで規約の一部を変更する規約ですが、ただいまこちら提案理由によりご説明したとおり、別表（2）、一部事務組合及び広域連合の表、空知管内の項中、「北空知葬斎組合」を削り、同表、日高管内の項中、「日高地区交通災害共済組合」を削り、同表、十勝管内の項中、「池北三町行政事務組合」を削ります。

議案の75ページにお戻りいただきまして、附則として、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行となります。

議案第2号については以上でございます。

続きまして、日程第22、議案第3号 北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更することの協議について説明をいたします。

議案の76ページになります。議案第3号 北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更することの協議について。

地方自治法第286条第1項の規定により、関係組織団体との協議に基づき、別紙のとおり規約を変更したいので、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和元年6月14日提出、ニセコ町長、片山健也。

続きまして、77ページの下段に提案理由がございますので、読み上げます。平成31年3月31日をもって池北三町行政事務組合、日高地区交通災害共済組合及び北空知葬斎組合が解散し、北海道市町村総合事務組合から脱退したことに伴い、北海道市町村総合事務組合規約別表第1及び別表第2を改めることについて協議するため、本規約を提出するものであります。

こちら新旧対照表の3ページでご確認をください。別表第1、空知総合振興局(33)の項中、「(33)」を「(32)」に改め、「北空知葬斎組合」を削り、同表、日高振興局(16)の項中、「(16)」を「(15)」に改め、「日高地区交通災害共済組合」を削り、同表、十勝総合振興局(24)の項中、「(24)」を「(23)」に改め、「池北三町行政事務組合」を削ります。

次に、別表第2の9の項中においても同じく3組合を削ります。

議案の77ページにお戻りいただき、附則として、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による北海道知事の許可の日から施行となります。

議案第3号に関する説明は以上でございます。

続きまして、日程第23、議案第4号 請負契約の締結について説明をいたします。

議案の78ページでございます。議案第4号 請負契約の締結について(近藤小学校屋内体育館大規模改修工事(建築主体工事))。

次のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求める。

記、1、契約の目的、近藤小学校屋内体育館大規模改修工事(建築主体工事)。

2、契約の方法、指名競争入札。

3、契約金額、6,490万円。

4、契約の相手方、虻田郡ニセコ町字本通137番地、株式会社浦野工務店代表取締役、浦野隆志。

令和元年6月14日提出、ニセコ町長、片山健也。

本件につきましては、近藤小学校屋内体育館大規模改修工事建築主体工事にかかわる契約に関するもので、5月14日に指名選考委員会を開催し、審査基準に基づき工事の規模や必要とされる技術水準から指名競争参加資格者のうち工事实績を考慮して、ニセコ町の事業者2社、倶知安町の事業者2社、小樽市の事業者1社、札幌市の事業者1社の計6社を指名をいたしました。5月29日に入札を行った結果、消費税抜きで最高額が6,310万円、最低額が5,900万円となりまして、ニセコ町の株式会社浦野工務店に落札したものでございます。なお、予定価格に対する落札額の割合、いわゆ

る落札率は99.56%でございます。工事の工期につきましては、議決後、令和元年10月18日までを予定しております。また、本工事のほかに関連工事として、電気設備工事及び機械設備工事を実施してまいります。これらについては、行政報告の別表に内容を掲載しておりますので、後ほどごらんいただきたいというふうに思います。

議案第4号に関する説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより議案第1号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更することの協議についての質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第1号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更することの協議についての採決に入ります。

お諮りします。本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第2号 北海道市町村職員退職手当組合規約の一部を変更することの協議についての質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第2号 北海道市町村職員退職手当組合規約の一部を変更することの協議についての採決に入ります。

お諮りします。本案は、原案のとおりに決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第3号 北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更することの協議についての質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第3号 北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更することの協議についての採決に入ります。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第4号 請負契約の締結について(近藤小学校屋内体育館大規模改修工事)の質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第4号 請負契約の締結について(近藤小学校屋内体育館大規模改修工事)の採決に入ります。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第24 議案第5号から日程第28 議案第9号

○議長(猪狩一郎君) 日程第24、議案第5号 ニセコ町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についての件から日程第28、議案第9号 令和元年度ニセコ町一般会計補正予算の件まで5件を一括議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、林知己君。

○副町長(林 知己君) それでは、日程第24、議案第5号 ニセコ町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について説明をいたします。

議案の80ページでございます。議案第5号 ニセコ町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について。

過疎地域自立促進特別措置法第6条の規定に基づき、ニセコ町に係る過疎地域自立促進市町村計画(平成28年度～令和2年度)の一部を別紙のとおり変更する。

令和元年6月14日提出、ニセコ町長、片山健也。

過疎地域指定を受けている自治体は、過疎地域自立促進特別措置法の目的達成に向け具体的施策を推進するに当たり、市町村計画を定めております。これまでも本町では、計画に基づき道路や公共施設といった生活基盤等の整備や各種ソフト事業等を着実に進めてきておりますが、今回市町村計画を変更するに当たり、議案を提出するものでございます。

議案の81ページには、1の生活環境の整備の変更内容として、上の表が変更前、下の表が変更後になりますが、新たに事業名として(3)、廃棄物処理施設し尿処理施設、事業内容として、し尿処理収集車整備事業、事業主体として民間を加えています。

議案の82ページには提案理由を記載しておりますので、読み上げて説明をいたします。変更の理由、現在、当町のし尿等の収集運搬事業は、羊蹄山麓環境衛生組合の許可により、ニセコ町と真狩村を1つの収集区域として収集運搬を行っています。当該地域では近年の外国人スキーヤーの増加で開発や投資が進んでおり、下水道区域外の宿泊施設等の建設が進んだことで、し尿等の収集量は年々増加してきています。このような状況の中、当該事業に使用している平成20年度に導入したし尿収集運搬車、いわゆるバキューム車ですが、経年劣化により更新が必要となってきました。し尿

収集運搬車の耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令、別表第1、また機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表により4年と短いものですが、当該車両においては町村の財政に配慮し、適切な維持補修を施しながらこれまで継続して使用してきたものの、10年を経過した中でタンク内の腐食が進み、補修としての継続使用が困難な状況となりました。前述しました社会背景にあるとおり、今後も合併処理浄化槽の増加で、し尿等の収集量がふえていく状況の中、現行のし尿等収集運搬体制を維持していく必要があるため、急遽し尿収集運搬車を更新する計画を掲載いたします。

次に、83ページには、2のその他地域の自立促進に関し必要な事項の変更内容として、83ページの表が変更前、84ページの表が変更後になりますが、(1)の現状と問題点と、(2)、その対策として下線部分を追加し、(3)、計画では事業計画の表を追加して事業内容として地域エネルギー事業による自治創生型コミュニティ構築事業を加えております。

85ページには、変更理由を記載しておりますので、読み上げて説明をいたします。町では、政策を意識した広報紙や町民向けにわかりやすい予算を説明した冊子、「もっと知りたいことしの仕事」の発行などを通じて情報の共有を図ってきました。また、予算の広聴集会として、まちづくり懇談会、町長などが直接出向いて町の課題などについて話し合うまちづくりトーク、町の課題を議論し合うまちづくり町民講座など多くのチャンネルをつくり町民とのコミュニケーションを深めてきました。平成12年には、これらの活動を将来的に確立された仕組みとするため、ニセコ町まちづくり基本条例が日本で初めて制定されました。今後も継続して住民主体のまちづくりを実践していくため、NPOや住民団体と協働し、安定した地域経営を担っていく必要があります。このような中、小規模自治体でありながら人口の流動性が高い本町ならではの自治会運営の不安や、高齢化等による生活課題もふえてきており、住民自治のさらなる強化と新たな公共の構築を進める必要が出てきました。さらには、豊かな自然環境を保全するためにも、省エネルギーや再生可能エネルギーの利用促進を図ると同時に、地域経済も循環し、持続可能な仕組みづくりを行う必要があります。そこで、このような課題を複合的に解決するため、ニセコ町における地域エネルギー事業、熱・電気の供給及びその売電、売熱収益を活用した交通や除雪などの生活課題の解決、さらには街区運営までを行う自治創生型コミュニティの構築に向けた調査検討を行う地域エネルギー事業による自治創生型コミュニティ構築事業を実施する計画を掲載いたします。

なお、86ページ以降には参考資料として事業計画の変更した部分を抜粋しておりますので、ごらんいただきたいというふうに思います。

86ページが変更前、87ページが変更後となります。

議案第5号に関する説明は以上でございます。

続きまして、日程第25、議案第6号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画書の一部変更について説明をいたします。

議案の88ページでございます。議案第6号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画書の一部変更について。

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項の規定

に基づき、ニセコ辺地、曾我辺地、近藤辺地及び宮田辺地に係る公共的施設の総合整備計画書を別紙のとおり一部変更する。

令和元年6月14日提出、ニセコ町長、片山健也。

今回の提案理由について説明をいたします。辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置法に関する法律に基づく辺地対策事業として公共施設の整備を行おうとする市町村は、当該辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画、総合整備計画について都道府県知事と協議の上、当該市町村議会の議決を経て総務大臣に提出することとなっており、これにより計画掲載事業について財政上の優遇措置、これは元利償還金の普通交付税基準財政需要額80%の算入が受けられる辺地対策事業債を発行することが可能となるものでございます。現在ニセコ町では5地域、ニセコ、曾我、近藤、宮田、福井が辺地地域となっており、辺地総合整備計画を策定しております。

参考といたしまして、別冊の補足資料、こちらの大きく補足資料と書いた資料でございますが、これの1ページをごらんいただきたいと思っております。ニセコ町では、5地域が辺地地域となっておりますが、このうち4地域、ニセコ、曾我、近藤、宮田において対象事業を追加する運びとなったことから辺地総合整備計画を変更いたします。議案のほうでは、89ページから92ページに総合整備計画(案)として掲載しております。補足資料のほうでも場所の記載と事業名を記載してございます。

89ページのニセコ辺地にあつては消火栓の更新事業、90ページの曾我辺地にあつては宮前橋の長寿命化整備事業、曾我地区の簡易水道配水管更新事業及び曾我地区の簡易水道配水施設改修事業、91ページの近藤辺地にあつては町道近藤七線通の改良舗装事業、92ページの宮田辺地にあつてはニセコイトウ橋長寿命化整備事業及び宮田地区簡易水道配水管更新事業となっております。今回4つの辺地の総合整備計画の一部変更に当たり、令和元年5月20日付で北海道知事との協議が完了したため本議案を提出するものでございます。

議案第6号に関する説明は以上でございます。

続きまして、日程第26、議案第7号 非常勤の特別職の職員に対する報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例を説明をいたします。

議案の94ページでございます。議案第7号 非常勤の特別職の職員に対する報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例。

非常勤の特別職の職員に対する報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和元年6月14日提出、ニセコ町長、片山健也。

95ページをお開きください。下段に提案理由がありますので、読み上げます。提案理由、最近の物価変動等を踏まえ、投票所経費等の基準額を改定するため、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部が改正されたことに伴い、選挙長等の報酬の額を国の基準に合わせるため、本条例を提出するものでございます。

今回の改正の内容につきまして、新旧対照表の5ページをお開きいただきたいと思っております。新旧対照表4ページから5ページにかけて今回の改正に伴う新旧対照表でございますが、5ページの別

表第1中、区分で投票管理者・職務代理者の日額1万1,700円を1万2,800円に、同じく選挙長・開票管理者の日額では9,700円を1万800円に、投票立会人の日額では9,800円を1万900円に、選挙・開票立会人の日額では7,900円を8,900円に改めます。

議案の95ページに戻っていただいて、附則ですが、この条例は、公布の日から施行し、令和元年6月1日から適用いたします。

次に、95ページの下段、この条例改正にかかわる町民参加の状況ですけれども、関係法令の改正による条例改正のため、住民参加等の手続は要しないとしております。

議案第7号に関する提案理由の説明は以上でございます。

続きまして、日程第27、議案第8号 ニセコ町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を説明いたします。

議案第8号 ニセコ町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

ニセコ町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和元年6月14日提出、ニセコ町長、片山健也。

97ページの下段で提案理由でございますが、読んで提案いたします。放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が公布され、放課後児童支援員について政令指定都市が行う研修を修了した者も新たに該当となることから、所要の改正を行う必要があるため、本条例を提出するものでございます。

それでは、こちらも新旧対照表の一番後ろです。6ページをお開きください。第10条第3項中北海道府県知事の次に、「又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長」を加えます。

97ページに戻っていただいて、附則ですが、この条例は、公布の日から施行いたします。

次に、97ページの下段です。この条例改正に関する町民参加の状況ですけれども、関係法令の改正による条例改正のため、住民参加等の手続を要しないとしております。

議案第8号に関する提案理由の説明は以上でございます。

続きまして、日程第28、議案第9号 令和元年度ニセコ町一般会計補正予算について説明いたします。

別冊で横長の一般会計補正予算の議案でございます。議案第9号 令和元年度ニセコ町一般会計補正予算。

令和元年度ニセコ町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6,156万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54億8,380万円とする。

2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の追加)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和元年6月14日提出、ニセコ町長、片山健也。

次のページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正の歳入が2ページ、歳出を3ページに載せてございます。

4ページ、5ページは飛ばしていただいて、6ページをごらんください。歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳入を載せております。7ページをごらんください。今回の補正額の合計6,156万3,000円の財源については、国、道支出金で1億2,052万7,000円、地方債で4,700万円減、その他財源で330万9,000円、一般財源で1,527万3,000円減でございます。

説明の都合上、歳出から説明いたします。15ページをお開きください。15ページ、歳出、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、9節の旅費では特別旅費で11万2,000円、今年度導入する統合型GISについてさらなる利活用の検討や、最新の知見を取得するため9月9日から13日の5日間国土交通大学校が開催する専門課程GIS応用研修の参加に必要な1名分の研修旅費を補正するものです。GISについては、地理情報と付加情報をコンピューター上で作成、保存、利用、管理、表示、検索するシステムで、高度な分析や迅速な判断を可能にする技術でございます。従来の紙では不可能であった各業務で使用している地図、位置情報の重ね合わせを行うことができ、各種規制関係の適正な把握、空中写真、土地、建物、耕作物、地下埋設物などの管理を視覚的に行うことによってさらなる情報が見えてきて有効な活用が図られることとなります。

次に、4目の基金積立金、25節積立金では、庁舎建設基金積立金100万円、新役場庁舎整備への寄附を1件お受けしたことによる補正です。同額を歳出補正し、基金への積み立てを行います。

5目の文書広報費、7節の賃金では、嘱託職員賃金235万4,000円、4月から企画環境課広報広聴係で採用している嘱託職員1名について6月以降に必要な給与、賞与、時間外勤務手当を補正するものです。なお、4月から5月分の賃金については総務課予算にて対応しております。9節旅費、13節委託料につきましては、令和3年秋、2021年秋に開催予定のニセコ町開基120年記念式典に向けて現在の町の様子や町の貴重な古い映像、写真等を織りまぜたふるさと映像記録の作成を行うとともに、対外向けPRとして町の紹介映像コンテンツを作成するために必要な費用を補正するものです。13節委託料の開基120年記念映像作成業務委託料では195万円の計上です。なお、本業務委託料は令和2年度から令和3年度の期間において債務負担行為補正を行っております。9節旅費では、映像作成に係る打ち合わせ旅費として札幌2人3回分の普通旅費1万2,000円を計上しております。

18目の防災対策費では、北海道市町村振興協会において設立40周年を記念して市町村における防災、減災対策の推進を図るため、市町村防災・減災対策事業推進交付金が交付されることとなりました。ニセコ町地域防災計画の災害時町民の生活や体を守るという趣旨に基づき、最も重要となる毛布や非常食、飲料水が不足していることから、それらを優先的に配備するため補正するものです。

歳入歳出同額150万9,000円の補正となります。11節需用費の消耗品では、その防災に係ります毛布120枚で58万7,000円、給水袋500枚で23万円、合わせて81万7,000円、食料費では非常食主食分で1,140食で38万7,000円、非常食の副食で339食分で9万9,000円、飲料水500ミリリットル1,248本で20万6,000円の合計69万2,000円の計上です。

20目の庁舎等整備費は、財源調整となっております。

2項町税費、1目税務総務費16ページの7節の賃金では、嘱託職員賃金219万3,000円です。4月から税務課で採用している嘱託職員1名について、6月以降に必要となる給与、賞与、時間外勤務手当を補正するものです。なお、4月、5月分については総務課予算にて対応しております。

17ページになります。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、19節の負担金では北海道自治体情報システム協議会負担金104万5,000円の増額補正です。こちらは、障害者自立支援給付審査支払等システムについて、消費税改定に伴う報酬改定や処遇改善への対応等に伴うシステム改修費38万5,000円及び就学前の障害児に対する発達支援の無償化対応に伴うシステム改修費66万円を補正するものです。なお、本事業は消費税改定等に伴うシステム改修費の2分の1が就学前障害児に対する発達支援の無償化に伴うシステム改修費の全額が国庫補助金となります。

18ページになります。4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費では、予防接種法施行令の改正によりまして、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までに生まれた男性に対して風疹の抗体検査及び抗体値が低い方に対する予防接種を今後3年間で実施することにより補正するものです。なお、本事業は抗体検査に係る費用の2分の1が国庫補助金となり、予防接種に係る費用については地方交付税措置が講じられる予定です。その内容につきまして、11節の需用費の消耗品では3,000円、印刷製本費ではクーポン券や封筒印刷で11万4,000円、12節の役務費では通信運搬費で4万6,000円、予防接種の事務手数料1万5,000円、風しん抗体検査請求事務取扱手数料5万3,000円の計上です。13節の委託料の大人向け予防接種業務委託料では、50人分で54万5,000円を計上し、風しん抗体検査業務委託料では抗体検査委託料の検診分が75人分と医療機関分が100人で、合わせて90万8,000円の計上です。19節の負担金では、本改正に伴いシステム改修費の負担金として北海道自治体情報システム協議会負担金28万1,000円の増額の補正となっております。

3目の環境衛生費において、19節では合併処理浄化槽設置整備事業補助294万円、浄化槽の設置整備事業補助については、当初予算において15基で予定していましたが、当初見込みより8基多い23基の申請が見込まれていることから補正を行うものです。なお、本事業については基準額の3分の1が国庫補助となります。

7目の環境対策費の7節賃金では、嘱託職員賃金213万4,000円、9節の旅費では費用弁償12万9,000円の計上です。6月以降に採用予定の嘱託職員1名について必要となる給与、賞与と通勤に要する費用弁償を補正するものです。19ページになります。特別旅費として、ドイツへの合同視察研修へ参加するため、1名分の研修旅費71万2,000円の計上です。本合同視察研修は、一般社団法人クラブヴォーバンが主催するもので、本町が環境モデル都市アクションプランやSDGs未来都市に位置づけております町内での新たな街区整備の参考としておりますドイツのフライブルクのヴォーバン住宅街を視察するものでございます。今回の研修では、専門家の詳細なレクチャーを受けなが

ら住宅街の成り立ち、理念、維持管理を学ぶほか、森林の職業訓練校、住宅の省エネ改修事例、地域暖房など持続可能なまちづくりを学んでまいります。また、19節の負担金では、視察研修会参加負担金として35万円の計上でございます。13節の委託料については、先に2段目の家電省エネ・移動輸送共同化普及促進業務委託料の説明をいたします。

こちらは、別冊の補足資料の4ページをごらんください。委託料について500万円の増額補正でございます。第2次ニセコ町環境モデル都市アクションプランで計画されております移動距離の短い街区形成、移動・輸送の共同化、家電設備の省エネ化にかかわるCOOL CHOICEの普及促進を実施するに当たり、二酸化炭素抑制対策事業費等補助金が採択される見込みとなったことから補正するもので、歳入歳出を同額の補正するものでございます。

続きまして、議案に戻っていただきまして13節委託料の地域新電力会社設立調査委託料407万5,000円の減額補正でございます。また、18節備品購入費の一般備品で128万5,000円の増額補正となります。こちらにつきましては、既に予算計上しております地域新電力会社設立調査委託料について、当初は環境省補助を見込んでおりましたが、総務省補助である過疎地域等自立活性化推進交付金を充当したほうが応募期間が早く、事業期間を長くとれることや、設備導入に利用可能など今後の事業展開にも有利と判断し、委託料407万5,000円を減額補正するものです。また、一般備品128万5,000円のうち第2次ニセコ町環境モデル都市アクションプランで計画されております町民センターの地中熱ヒートポンプについて効果測定を行うために必要となる機器設置費110万円の増額補正を行い、補正後の予算は委託料と機器設置費を合わせて1,000万円となり、歳入歳出を増額補正するものでございます。このほか一般備品として、第4次地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づきエネルギー使用料の多い施設の運用効果率を図るため省エネ計測器の導入に要する費用を補正するもので、放射温度計1万3,000円を5個、温湿度計2万円を5個、照度計5,000円を4個の18万5,000円を計上しております。

20ページになります。7款商工費、1項商工費、1目商工業振興費では、令和元年10月1日からの消費税率の引き上げにより非課税世帯や3歳半までの子どもがいる世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起、下支えすることを目的として低所得者子育て世帯向けのプレミアム付商品券事業を国庫補助事業として実施するもので、歳入歳出を増額補正するものでございます。それにかかわります3節時間外勤務手当では、本事業を所管いたします商工観光課、商工労働係、保健福祉化福祉係分41万4,000円の計上。11節の需用費では、消耗品費や商品券購入引きかえ券や封筒の印刷費で合わせて35万円。12節の役務費では、通信運搬費やラジオニセコや新聞折り込みの広告料手数料で合わせて96万6,000円。13節の委託料では、プレミアム付商品券事業事務委託料1,384万9,000円の補正計上です。その事務委託料1,384万9,000円の内訳として、商品券の作成に額面500円の10枚で120セットの65万円、啓発ポスター、チラシ作成で30万円、取り扱い店舗宛での郵送代230事業所掛ける82円、換金分の振り込み手数料で50万円、消耗品費で5万円、プレミアム分の追加費1,000円の5セットの2,360人分、事務作業労務費で14万5,000円の8カ月で2分の1、合わせて1,384万9,000円となります。14節の使用料及び賃借料では、複写機の使用料1万4,000円。19節の負担金ではプレミアム付商品券事業用システム構築費として、北海道自治体情報システム協

議会負担金68万7,000円の増額補正となっております。

2目観光費の9節旅費では、特別旅費37万円、株式会社JTBが主管します観光を通じた地方創生がSDGs達成へ貢献に関する勉強会に参加するため、年間5回分の研修旅費を補正するもので、本研修は政府が掲げる住んでよし、訪れてよしの観光地づくりの基本方針に基づいてSDGs達成に貢献する観光や地域のエコサイクルモデルについて検討するものであり、それらの手法を広く学ぶことを目的としております。13節の委託料及び15節の工事請負費では、平成30年度にニセコ駅前エリアで掘削した温泉井から源泉をくみ取るための水中ポンプや源泉を綺羅乃湯まで移送するための配管設備を新設するとともに、温泉井の設備を地下ピットとするための設計業務や関連工事を実施するために必要な費用を補正するものです。本事業につきましては、過疎債を充当する見込みです。その内訳として、委託料では綺羅乃湯施設改修実施設計業務委託料として298万1,000円の計上で、綺羅乃湯温泉動力装置及び配管設備設置工事の実設計委託業務となります。工事請負費では、綺羅乃湯施設の改修工事1,711万8,000円、内訳といたしまして綺羅乃湯温泉動力装置及び配管設備設置工事では1,471万8,000円、また綺羅乃湯施設の施設内の換気扇の改修工事では240万円、こちらは綺羅乃湯の換気ファンについて和風風呂の脱衣所内、家族風呂浴室内、男性トイレの3カ所で大きな異音が発生しておりまして、衛生面においても良好でない状況が続いているため換気扇の改修に要する費用を補正するものでございます。

21ページになります。8款土木費、2項道路橋梁費、3目除雪対策費、15節の工事請負費では、工事箇所として別冊の補足資料の3ページをごらんいただきたいと思っております。町道1号線のロードヒーティングについて、温度制御基盤装置に不都合が生じ、交換が必要となったことから補修に要する費用45万3,000円を補正するものでございます。

22ページになります。10款教育費、5項幼児センター費、1目幼児センター費、11節需用費の修繕料では22万7,000円の補正です。幼児センター調理室で使用しております給食調理機器スチームコンベクションについて経年劣化によりコントロール基板や電磁センサーが故障し、使用不能となったことから早急な修理対応を既存予算で行いましたが、この費用について当初予算では見込んでいないため補正するものでございます。19節の負担金では、地域型保育事業給付費負担金115万7,000円の増額補正です。ニセコ町在住の子どもが蘭越町の家庭的保育事業所へ入所することに伴い子ども・子育て支援新制度に基づく地域型保育事業給付費を支給するための補正でございます。利用予定期間は5月9日から11月30日までを予定しておりまして、5月分の給付費負担金については予算流用にて対応しております。

6項社会教育費、2目有島記念館費、19節補助金では、ニセコ町鉄道文化協会補助金80万円、ニセコ町鉄道文化協会が行う事業、講演会の開催、鉄道模型、ジオラマ、鉄道写真展、作品借り上げ等に対しまして財団法人地域社会振興財団から交付決定があったことから補正するもので、町が間接補助事業者となり歳入歳出を同額補正するものです。この事業を活用し、ニセコ町に存在する鉄道文化遺産の認知度を町内外に広め、全国の鉄道愛好家並びに町内在住者に鉄道文化遺産に対する理解と愛着を深めるための積極的な取り組みを計画しております。

23ページの11款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費、1目土木施設災害復旧費ですが、土

木施設単独災害復旧事業として156万2,000円を増額補正するものです。工事箇所としましては、先ほどと同じように別冊の補足資料の3ページに箇所的に記載しておりますので、参考としていただきたいと思います。町道富川第二旧国道について前年度からふとんかごの経年劣化による被害を確認しておりましたが、積雪、融雪によりさらに被害が進み、ふとんかご崩落の危険性があると判断したことから復旧に要する費用を補正するものでございます。

次に、予算書の4ページをお開きください。第2表、債務負担行為でございまして、開基120年記念映像作成業務委託料として平成2年度から3年度の2年間それぞれの年度の限度額について債務負担行為の設定でございます。

それから、24ページをお開きください。24ページには、債務負担行為で、翌年度以降にわたるものについての当該年度以降の支出額等に関する調書でございます。開基120年記念映像作成業務委託料について、令和2年度、3年度の限度額合計405万円の財源内訳は全て一般財源となっております。

それでは、続いて歳入について8ページをお開きください。8ページ、15款国庫支出金、1項国庫負担金、2目の教育費国庫負担金、1節の幼児センター費負担金では子どものための教育・保育給付費負担金65万2,000円、ニセコ町在住の子どもが蘭越町の家庭的保育事業所へ入所することに伴い、子ども・子育て支援新制度に基づく地域型保育事業給付費の国庫負担分を補正するものでございます。

2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節総務管理費補助金では、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金9,886万8,000円、環境省において二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金の地域の防災、減債と低炭素化を同時実現する自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業に新役場庁舎防災センター建設における高性能窓や断熱材等について本補助金が充当できる見込みとなったことから補正するもので、1億3,182万4,000円の補助率4分の3で9,886万8,000円の計上となっております。

2目の民生費国庫補助金、1節社会福祉費補助金では障害者地域生活支援事業費補助金85万2,000円、内訳としまして障害者自立支援給付審査支払等システムについて消費税改定に伴う報酬改定や処遇改善への対応等に伴うシステム改修費38万5,000円の2分の1で19万2,500円、次に就学前の障害児に対する発達支援の無償化対応に伴うシステム改修費10分の10で66万円となっております。

3目の衛生費国庫補助金、1節の保健衛生費補助金では、循環型社会形成推進交付金86万円、合併処理浄化槽設置整備補助について、当初見込みより8基多い23基の申請が見込まれることから補正するもので基準額の3分の1の計上です。次に、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金500万円の計上です。こちらは歳出で説明をさせていただきましたが、第2次ニセコ町環境モデル都市アクションプランで計画されておりますCOOL CHOICE普及促進を実施するに当たり二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金10分の10が採択される見込みとなったことから補正するもので、歳入歳出同額の補正でございます。次に、低炭素な地域づくりモデル形成事業補助金1,297万5,000円の減額補正です。1つ飛ばしまして、過疎地域等自立活性化推進交付金1,000万円の増額補正については、既に予算計上しております地域新電力会社の設立調査委託料について、当初は環境省補助を見込んでおりましたが、環境省補助であります過疎地域等自立活性化推進交付金を充当したほうが

時期的にも今後の事業展開にも有利と判断し、所要の補正をするものです。補正後の予算額は1,000万円となり、歳入歳出を同額補正するものでございます。次に、風しん抗体検査事業補助金70万円、こちらも歳出でご説明いたしましたが、予防接種法施行令の改正によりまして風しん抗体検査及び抗体値が低い方に対する予防接種を実施することによる補正でございまして、抗体検査にかかわる費用の2分の1で70万円の計上でございます。

6目の商工費国庫補助金、1節商工費補助金では9ページになりますが、プレミアム付商品券補助金1,628万円、こちらも歳出で説明をさせていただきました消費税の引き上げによります低所得者子育て世帯向けのプレミアム付商品券事業を国庫補助事業として実施するもので、歳入歳出同額の計上となっております。内訳としましては、プレミアム付商品券事務費の補助金として平成30年度の補正分79万4,000円と令和元年度分368万6,000円の合わせて448万円、プレミアム付商品券事業費補助金としてプレミアム分の追加費1,000円の5セットの2,360人分で1,180万円となっております。

10ページになります。16款の道支出金、1項道負担金、2目の教育費道負担金、1節の幼児センター費負担金では、子どものための教育・保育給付費負担金29万円、国庫補助金と同様に子ども・子育て支援新制度に基づく地域型保育事業給付費の道負担分の補正でございます。

ページ11ページになります。18款寄附金、1項寄附金、1目一般寄附金では一般寄附金100万円、新役場庁舎建設への寄附を平成31年4月4日、1件お受けしたことによる補正で同額を歳出補正し、基金への積み立てを計上しております。

12ページになります。20款1項1目繰越金、1節前年度繰越金において歳入歳出予算の収支均衡を図るため1,527万3,000円減額の計上です。

13ページになります。21款諸収入、5項4目23節雑入において北海道市町村振興協会補助金150万9,000円の計上です。歳出で説明をいたしましたが、北海道市町村振興協会において創立40周年を記念いたしまして、市町村における防災・減災対策の推進を図るため市町村防災・減災対策事業推進交付金が交付されることによる歳入歳出同額の補正でございます。次に、長寿社会づくりソフト事業費交付金80万円、こちらはニセコ町鉄道文化協会が行う事業に対して財団法人地域社会振興財団から健やかコミュニティモデル地区育成事業として交付決定があったことから補正するもので、町が間接補助事業者となり歳入歳出同額の補正計上です。

14ページになります。22款町債、1項町債、1目総務債、1節総務管理債において役場庁舎・防災センター整備事業債4,700万円の減額の計上です。新役場庁舎防災センターの建築における高性能窓や断熱材等について二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金が採択される見込みとなったこと及び緊防災の面積案分について、現計予算では防災に要する面積を21%と見込んでおりましたが、実施設計でのレイアウトの変更等36%分の防災面積を見込めることとなったことから起債額を調整し、減額補正するものでございます。

5ページにお戻りいただきまして、第3表、地方債補正でございます。今ほど歳入で説明をいたしました起債の限度額の変更に関する補正を行うものでございます。第3表、地方債補正の役場庁舎・防災センター整備事業債変更前は7億510万円でございます。7億510万円を6億5,810万円に変

更いたします。変更後の起債の方法、利率、償還の方法については補正前と同様でございます。

それから、25ページに地方債の現在高に関する調書が添付されておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

説明は以上でございますが、本補正予算にかかわる会計総括表及び一般会計の歳入及び歳出の内訳、補正予算の枠組みにつきましては、別冊の補正予算資料ナンバー3をごらんいただきたいというふうに思います。

長くなりましたが、以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） これをもって提案理由の説明を終わります。

◎休会の議決

○議長（猪狩一郎君） お諮りします。

議事の都合により、6月15日から6月20日までの6日間休会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、6月15日から6月20日までの6日間休会することに決しました。

◎散会の宣告

○議長（猪狩一郎君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

なお、6月21日の議事日程は当日配付します。

本日はご苦労さまでした。

散会 午後 5時10分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 猪 狩 一 郎 (自 署)

署 名 議 員 篠 原 正 男 (自 署)

署 名 議 員 木 下 裕 三 (自 署)